

平成28年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成28年12月9日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 7 14番 大石雪雄君（P107～P114）

No. 8 13番 佐藤富男君（P115～P139）

No. 9 4番 鈴木勝久君（P140～P158）

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野一君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（白岩征治君） 本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。

◎発言の訂正

○議長（白岩征治君） ここで、12番後藤功君より発言を求められておりますので、これを許します。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 12番。実は私、昨日、一般質問の中で私が都市計画審議会のことを「総合振興審議会」と言ったことがあったようでございますので、これを「都市計画審議会」と訂正したいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 訂正の申し出がありました。会議規則第64条の規定により、申し出のとおり、議長においてこれを許可いたします。

本日、13番佐藤富男君の一般質問が予定されておりますが、執行部作成の資料についてあらかじめ配付しておきましたので、ご了承を願います。

それでは、早速本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第7、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇14番 大石雪雄君

1. イベントについて

○14番（大石雪雄君） 14番。通告順に従いまして一般質問を始めます。

通告でありますけれども、イベントについてということで通告してあります。

この通告前にですが、地場産業商工祭にかわってにしごう祭が盛大に行われました。関係者の方に敬意を表したいと思います。ご苦労さまでした。

それでは、質問に入ります。

地場産業商工祭はなぜやらないのかということですが、先般、当初の3月議会でこの件については質問しております。そんな中で、村長のほうから、答弁書を見ると、予算面でという言葉が入っておりましたが、その後、なぜやらないか、検討したかのように思いますので、まず最初に、その辺から村長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番大石議員の一般質問にお答えいたします。

地場産業商工祭のその後の経過でございます。

今年は夏祭りということで、にしごう祭り実行委員会が組織されまして、見事にやっけてのけたと、議員おっしゃるとおりで、本当に敬意を表する、まことにありがたい、このように思っているところでございます。

3月にもお話ししたと思いますが、やはり商工会の役員会との懇談会、定期的に行っております。その中においても、商工会自体の組織率、あるいは運営、あるいはこの会費、いろんな中においてなかなかシビアになってきている部分もあると。

それからもう一つは、商工もそうですが、やっぱり産業として1次、2次、3次、全部まとまってということと、村も入った村民祭といったものの移行も考えるべきであると。前に1回、球場でやって、そして朝から夜までやりましたですね。ああいったのも頭にはあるということでございます。

引き続きイベントということで、やっぱり村民、あるいは周辺の皆様方から支持をされるといったことについては、引き続き何らかの形ではやっていきたいというふうに思いますので、商工会とも、もちろんやらないということは申してはおりません。どういう形で発展的に充実させていくかという観点から、今後ともいろいろお話があったり、相談があったり、あるいはこちらからも、議員のお話のようなことも申し上げたりしてということで行ってみたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の再質問を許します。

○14番（大石雪雄君） 再質問をいたします。

村長もいろいろと考えているんだなということで、答弁で承知いたしました。

そんな中で、なぜ商工会、商工会と私が申し上げるかということ、異業種で会を持っているのは商工会だけなんですね。村長もご存じのとおり、3部会に分かれて、村の活性化にはなくてはならない会だということを、私は自分なりに認識しているつもりであります。

今回のにしごう祭においては、商工会の青年部が実行委員長になって、もちろん青年会議所のほうにも出入りしている方が先頭になって、そしてイベントの専門の方をお願いしているイベントだということで、それはそれでいいと思います。まして、初めに小田倉小学校の吹奏楽が立派に吹奏を披露したと。その辺については、どなたかの質問の中で村長が申されておりました。

それで、商工祭と地場産業商工祭、商工祭と関係はないんですか。小田倉小学校の吹奏楽というのは、平成2、3年に村から50万円いただきまして、当時、高久助役に話をしたところ、西二中に行くはずの予算が、当時の中学校の校長が要らないということで、それでは小田倉小学校でいただきましょうと、原資は50万円です。

それで、小田倉小学校には幸いにも文化・スポーツ後援会という会があって、1件当たり1,000円ずつをお願いをした経緯があって、それを充てて今の吹奏楽になっているわけです。

高久助役に、中学校に行く予算を私、小学校に向けていただいた際に何を言われた

かということ、「なくすなよ」と言われたわけです。あと、地場産業商工祭におかれても、村も出資する、商工会も出資する。そして、盛大に村の中央で地場産業商工祭が、半世紀にはならないけれども、30年、40年、持続してやってきた。それが一気になくなるということは、商工会青年部のOBとして、とても寂しいことでもあります。

そういういろいろな観点からいっても、誰に責任があると言われても、いささか不合理なことになりますので、そこには入っていきたくないと思いますが、ぜひとも今後とも村長には、地場産業は全ての面で村の活性化につながるものでありますから、検討いただけるようお願いして、最初の質問を終わりたいと思います。

次に、村と商工会との関係でありますけれども、村は商工会に予算を計上し、活動費として補助金を上げているという中で、他町村の補助金の枠が村と類似しているかどうかを商工観光課のほうに調査していただいていますので、商工観光課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県内の西郷村と大体状況が類似している市町村について調査いたしましたので、ご報告申し上げたいと思います。

矢吹町につきましては、商工会のほうに振興事業補助金といたしまして500万円、また、祭り等につきましては別枠で300万円を支出しております。

棚倉町につきましては、同じく商工振興事業補助金といたしまして700万円、祭りにつきましては春、夏2回開催しております、それぞれ120万円及び180万円、合わせまして300万円を支出しております。

また、会津美里町につきましては、経営改善普及事業といたしまして860万円、また、地域総合振興事業といたしまして830万円を支出しております。祭り等のイベントにつきましては、この830万円の中で開催しているということですので、正式にイベント等に使われている金額は定かではありません。会津美里町につきましては、合計1,690万円となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） さらに質問を続けたいと思います。

今、課長は、今回の議会で議員4人からの質問という中で——5人でしたか、という中で、大変職員数の少ない中でいろいろ調査をお願いしたということで、ご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

よその町村はよその町村だと、俺の村は俺の村だという観点からいけば、別によその町村の予算を調べてくれということは言わないんですが、何か予算面で商工会が逃げたとすれば、これはやはり村サイドとしては、商工会をどうのこうの言うんじゃないかと、何か足りないものがあるのではないかとという観点から、調べていただいたという状況であります。

村長、今の課長のほうからの人口の類似した町村の商工会に対する補助金、祭りに

対する補助金などなどを聞いて、どのように村の対応等を考えているか、答弁お願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 大体、人口規模、矢吹、棚倉は500万円から700万円、800万円ですね、美里が一番多い。美里はお祭りやっていますね、羽黒山で。あれがお茶会とか立派なもの、すごいことです。5月にいつも招待を受けるんですが、なかなか私も行けません。でも、1回は来いと、渡部町長さんに言われております。やはり、村を挙げて、昔のお城ですね、あのお城でやっていますので。

そもそも商工会は、経済3団体の経団連、同友会、日商、この流れをくんでやっぱりいろんなイベントをやってきました。村もこの人件費の一部といったことで、運営についての補助金、それからイベント等というか、そういうものに関連してという、このことも加味したという補助をしております。みずから集める会費等をどのように会員に還元し、あるいはさらに組織率を上げていくのかといったことにおいて、西郷村全体の産業の活性化に寄与するというに着目したことであります。

やはり、いろんなイベントをやられています。研修会から経営診断からということもあります。それがみずからの商工業者のみならず、購買されるお客さんですね。そっちのほうにどのようにうまく広めていくかという中において、PRの手段としてイベントは非常にいいことだというふうに思っておりますので、これらの点については総合的に、いろいろ役員会との懇談会がありますので、よくお聞きしてやっていきたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長のほうから答弁をいただきました。村長も、会津美里の町長とは交流があるそうなので、ぜひとも一度見て、一定見聞を広めていただきたい、そのように思います。

地域性もあるし、会津のまねをしろと言われても、なかなかできないのかもしれない。私も商工会の青年部の部長として、そして県の幹事として、ダルマ会という会を立ち上げて、町村はどうあるべきかということで、議員になる前に、相双からはいわき、福島というか地域とか、会津地域とか県南、あとは浅川のメンバーで立ち上げて、いろいろ協議した際に、会津の方々というのはやはり子孫をほかの町に行かせたくない、ほかの都会に行かせたくない、人口を維持するんだということで、もう私の考えとは別なんです。何か引きつけるものを青年部自体で起こして、そして何とか外部に住民をずらせまいと、ずれても戻ってきていただくという考えのもとに、思い出をつくってやるという、何かそもそもが違うような感じがします。

それで、磐梯熱海の方がいるんですが、あそこは磐越道路が通過すると空洞化しちゃうということで、花の名前ちょっと忘れたんですが、花の公園をつくって、そこで雇用の場を増やすことにしようとかね。また、いわきの東京大学卒業の方がメンバーにいて、西郷村が当時1万4,000人くらいのときに、私は町を考えていると言ったら、町にしないほうが良いと、村でトップになったほうが良いよというアドバイ

スをいただいた。という中で、なかなか議員になってもそれを生かせない自分に愚かさを感じる次第でありますけれども。

そういう中で、やはり商工会という組織は、村にとって一番大事な組織のような気が、全て大事な組織なんです、その中でも大事な組織なんだという中で、補助金は出しても口を出すなど、補助金は出さないけれども口は出すぞと、両方の立場があって、補助金も口も出すぞという方々がいると思いますが、村長からぜひ、商工会の会長さんとは年齢的にも類似しているということで、助言をしているのかどうか、再度質問したいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村が補助をするという一端は、これはできる限りやっていきたい。逆に、産業の振興、あるいはノウハウについては商工会がはるかに実践的ということになります。行政の部分でどう手をつないでいくかということについて、やっぱりどこまでできるかということと、それから目標を掲げてお互いにその道を進んでいきたいということで、逆に私がアドバイスをいただくということが多いだらうというふうに思いますが、特に情報の共有、あるいは目指すべき目標、そういったものについては同一で動いていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） さらに質問を続けます。

今年度は大変、企業はすごい厳しい時期を迎えていることを私は感じております。多分に中国との関係が好調でないということで、鉄鋼のつくり過ぎとかもろもろ、マスコミで言っているように、かなり厳しい状態ではないかなと思っております。そういうときこそ商工会は大事で、類似した県内の方々を手を携えられるような、そういう商工会であってほしいし、また、気楽に村長のほうからも助言できるような形をとっていただければいいなど、そのようにも思っております。

確かに、6次産業もあります、どんな仕事でも10年間は好調であっても、30年、40年と続けていくことは大変なことであるので、やはり新しいものに目をくれるよりは、今置かれている既存の企業に対して村長は足を運んで、またいいときにはお世話になります、それでもいいと思うんです。会社を憎まず一憎んではないと思うんですが、厳しい状態のときこそ足を運ぶのも1つかなと、商工会にもしかりであります。

そういうことで、その質問は終わりますが、商工会の局長ですね、何年か前までは役場を退職した方が局長としてやられていますが、昨今、3名ほど局長が外部から来ております。結局、釜の飯を食った人が局長になるのがいいのか、商工会に携わっていない人、新鮮な目の方々が局長になったほうがいいのかは、私からも結論は言いません、言える状態ではありませんが、なぜ、何か職員の定年延長にはぴったりの商工会の局長が、村としてもやりいいはずの局長が、外部から来るようになったのか。村長に聞いてもわからないかもしれませんが、一応聞きたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 人事問題は、要するによう介しないというか、それは向こうにお任せというか、そういう状況であります。いろいろやりやすいと思うので、そもそも全てのファクターを入れて、その結果の人選だというふうに思っておりますので、それはそれでいいと私は思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長も人事権を持っている以上、それ以上のお話にはできないと思います。ですが、人事は大事で、自分の意に沿った人を連れてくるのも1つですが、やはり商工会の専属の職員とか、あとは商工観光課で経験を積んだ方々とかは、いろんな意味で理解が早いということもあり得るかなと。さらに、逆をとれば、新鮮な目で見るといっては、そういう道に入っていない方々がなくて、新しいものが掘り起こされるということもあると思いますが、何か商工祭がなくなったということで、私は本当にがっかりしているものですから、そんな質問をいたしました。それは答弁はもう結構です。

さらに、イベントであります。

秋山議員のほうから、スポーツ少年団で綱引きやったりいいべという教育長に質問がありました。何で私に言わないのかなと、私はすぐ返答してやるのに、それくらいのことならいつでもできるよと言いたいんですが、何せスポーツ少年団を、秋山議員もわかるように、大会が多いんですね。もう本当に、例えばソフト1つとっても、年間144試合というほどの大会をやって、土日がいっぱいなんです。以前はそのようなイベントをやっていたということで、いろんな運動会なんかもやっていた。ですが、チーム数が増えちゃって、二十二、三チームになって——団ですか、団が二十二、三団があって、一堂に会すということはあるまいんですが、ぜひとも言う前に、我がのところでやらなきゃならないのかなということで、検討に値するなと、そのようにも思っております。

そんな中で、イベントって何が大事なんだと、祭りって何なんだ。やっぱり、村の宣伝効果もありますし、夢と希望を持った子どもたちが西郷村で祭りをやったんだと、西郷村でスポーツ少年団でそういうイベントをやったんだということが、かえっていい経験になるかなと思っております。

それなんです、西郷村は仙台からちょうど200キロ弱、東京からも200キロ弱くらいの位置に位置して、新白河駅があるという中で、やっぱりそういう都会から出向いてもらえるような大きなイベント、考慮すべきだと思うんです。あと4年後にはオリンピックが来ます。せっかく新幹線を持っていたって、新白河駅という新幹線を持っていて、私たちも他町村との研修の際には、新幹線があるよと、誇りに思っているんですが、じゃあ何だと、誘客しているのかと。例えば、花火だったら青森県でしたとか、何々だったらどこだと。昨今ではイルミネーションが大変話題になって、マスコミにも取り上げられていると。ですから、何かイベントを考慮しなきゃならないということで私は思っておりますが。

そんな観点からいっても、子どもや孫にぜひともイベントを、オリンピックに向け

て、できなきゃできないでいいと思うんです。努力するということが大事だと思うんです。ですから、村にも体育協会もあるし、文化協会もあるし、婦人会もあるし、そういうところでぜひとも何か話し合いのできる場所で、担当課が話題として率先していくという考え方はいかがなものか、村長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） イベントは、本当に人が集まる、あるいはみずからが参加するか、いろいろありますね。フェスティバル、フェア、それから競争、いろんなことがスポーツから何からいっぱいあります。今、商工会青年部主催のものから、あるいはいろんな共催、「みずウオーク」から、あるいはこの前みたいに「風とロック」みたいなもの、あるいはさらには「水曜どうでしょう」でしたっけ、JRとの共催でやる。いろんなものがあってということの集大成が多分、村民祭ではないかというふうに思ってきたわけです。

球場で朝から夜までやりました。演劇から何から、花火は上がらなかったんですけども、そういったことができる、やはり人が、自分もかかわる、あるいは自分の知っている人が出ている、あるいは小田倉小学校のブラスバンドがあんなにいっぱい来てやるよといったことになる、まことに身近なこともさることながら、あの周辺、あるいは新幹線から見えたりということもあったりして、非常にすばらしいことだと今でも思っております。

さらには、県内のJC、商工会が各、みずからのPRのために、伊達地鶏から何とかハンバーガーから何とかアイスクリームまでやられた、テントが並んで、ついでにポニーもいたし、あるいは警察の、あるいは消防車両もあった。あの池を掃除してやっていただいた、あの規模については、まことに今、見事と言うほかはないと、本当にすばらしい、ぜひまたやってくれというふうに言っております。

さらに、今のお話からしますと、やっぱりかかわり多いほうがいいと、なるべくみんなが参加できて、そしてより高度な、次元を上げていくという努力がだんだんできていくと思います。

そうしますと、イベントを組むというのは、本当にヒト・モノ・カネが動きますので、準備段階からスケジュールから、いろいろやりこなすということにおいて、人を非常に育てるんじゃないかと、人材のブラッシュアップには本当にすごい、いろんな苦労と裏腹ではありますが、その達成感と評価は高いというふうに思っておりますので、さらにこのご提言の中で、いろいろ協議しながらそういった方向、また連続開催といったものについても努力していきたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長の申されていることも一理あります。というのは、村内見渡してみますと、核家族の家庭が多い、老夫婦の家族が多い、なかなか村民の方々が一堂に会しての触れ合いというのは本当に少ないような気がいたします。例えば、私の隣近所を見て、西郷出身の方は1人もおりません。多分、ほかの地も皆同じだと思います。

ですから、子どもたちに、やはり人づくり、そして西郷村に生まれてよかったと、そして大きくなって西郷村に住んでいてよかったと言える何かを残せるのは、今時点では行政しかないと思っております。

何月でしたっけ、北海道のほうに研修に行かせていただきました。ふるさと納税の件で北海道に行ってきました。西郷は、東京にしごう会があって、まだ参加する、1回しかなかったので、人数的にはわかりませんが、北海道の研修に行った場所は、400人のメンバーがいるんだそうです。なぜ400人に増えたかという点、行政が先走ってつくった会じゃなくて、札幌にいる方、東京にいる方が先頭を切って、そのふるさと会というものを立ち上げた。さらに、人口が漸減してきているので、何とか自分のまちを盛り上げなくてはならないということで、大変な金額が入ってきているようでありまして。それを子ども・子育て支援のほうに回すとか、いろいろやっているようです。

ですから、子どもがいいなと思ったところには、大人になったら必ず彼女を連れていきますよね。そしたら、今度おじいちゃん、おばあちゃんになったら、その前に今度は嫁さんと息子を連れていきます。ですから、やはり人づくりをする原点は、今の段階だともう行政がお膳立てをしなければいけないのかなと思っております。

ですから、無理な質問かもしれませんが、その辺を考慮しながら今後さらにね。オリンピックには10万人も呼んでみるかぐらいの考えで、ぜひとも検討していただきたいということで、質問を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 答弁はいいですね。

14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、13番佐藤富男の一般質問を許します。13番、佐藤富男君。

◇ 13番 佐藤富男君

1. 西郷観光株式会社への業務委託について

○ 13番（佐藤富男君） 13番ですが、通告いたしました西郷観光株式会社への業務委託について、全般についてお伺いをしたいと思います。

まず、ちゃぼランド西郷の経営内容についてでございますが、これにつきまして、本来であれば通告順どおりにやりたいと思っておりましたが、4番目の入館者数、入館料、その他の売り上げ関係ですね、これについてのグラフ化を担当課にお願いしたところ、今、皆様方のお手元のほうにも配付されておりますので、この問題については、後々このグラフをもとにやりたいと思っておりますので、配付については終了しているという認識のもとでご理解を賜りたいと思っております。

では最初に、西郷観光に対する業務委託についてお伺いをいたします。

私も今回一般質問をやるという気持ちはなかったのですが、実は今回、先日配付されました西郷観光株式会社のいわゆる業務報告書、ちゃぼランドの業務報告書の内容を見たときに、唖然としたというのが本音でございます、非常に入館者数が激減したということで、また、それに伴ういわゆる売上金、入館料、さまざまなものに相当影響をしてくている。

なぜ、原発事故から5年過ぎてきて、平成27年度これだけの数が減るんだと。これは、単に弁解的に、いわゆるお盆のUターンがどうだこうだ書いてありましたけれども、そういうものではないと私は見ております。

そういう中で、この西郷観光株式会社に業務委託をしているちゃぼランドそのもの自体も、平成7年につくられてからもう20年経過しようとしている。非常に大震災、また、水があつての建物の問題、それから水回りの問題、そういうさまざまな諸問題、修繕も求められてくるということが懸念されております。

そういう中で、現在までも非常に多額な投資を、このちゃぼランドにおいても、家族旅行村においても、村はお金を投資していると。総額で一般村民の税金、我々本当に1万円2万円の金、税金払うのも大変ですし、また、村民の方々もそういう方々がたくさんいるけれども、そういった集めた血税、涙の血税をですよ、30億円以上あそこに投入している。それまた平然と何も改善しないで、そして投入している。これが果たして本当に今、村が行っていることが、いわゆる自治法でいう最少の経費で最大の効果を上げているのか、そしてまた、地方財政法によるいわゆるそういった経費節減、また、最少の経費で最大の効果を上げるといふ、その理念からすると、私は全くかけ離れているんじゃないかなということで、非常に疑問があり、今回、この実態そのものを私は公にするべきだし、恐らくこの議会の中身について、村民の方々多くがネット中継等を見ていると私は思います。

そういう中で、職員の皆様方にも議員の皆様にも、ちゃぼランド西郷がまた西郷観光株式会社に長年業務委託している内容が果たしてどんなものかということについて、みんなもう一回、ここでゼロベースで考え直して、今後の糧にしたいということで今回、一般質問をしたわけでありまして。

地方財政法の第4条には、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」となっているんです。そうしますと、本当にこれが、今まで毎年5,000万円のいわゆる業務委託料、ちゃぼランド西郷においてもそういったことでの業務委託をしていると。これは、非常に私は疑問に思います。

いわゆる西郷村がちゃぼランドの運営を業務委託している西郷観光株式会社、では果たして年間幾ら業務委託料を払っているのかということを確認にしたいと思いません。

最初に、入館料売り上げ、これが村民の皆様、利用者が払う入館料売り上げ、これが平成27年ですと約2,000万円あります。2,000万円については、全て西郷観光株式会社のほうにお金が行ってしまいます。村には入りません。入館料は全額、西郷観光株式会社のものです。それにプラスして、村が指定管理料という名目で2,657万円払っている。これだけでも4,600万円の業務委託料を西郷観光株式会社に、ちゃぼランドだけです、経営するのに払っている。

そこへ持ってきて、今度プラス健康増進といういわゆるお題目、大義名分、これが本当に必要かつ最少限度の効率ある支出かどうかというのは非常に疑問を持っていますが、そういう名目で1,095万円、西郷観光株式会社に業務委託料で払っている。ちゃぼランドを委託するために、村民の皆様方の税金を年間5,000万円、一応お支払いしている。プラス、今度ここに問題なのは、温泉料、仕入れ1,000万円以上のお金、その他維持管理費、水道、全てのお金がかかってきている。

そういうことが本当に、この村民のわずか年間ですか、高齢者といっていますけれども、実際、高齢者が無料で入っている方が何人いるのかということ。これカウントしているのか、無料で入っている方は1,000人ぐらい年間いるかもしれない。ところが、実際に健康維持、ピンピンキラリとかという大変きれいなお話しありますが、こういった高齢者の方々が実際本当に5,000万円、年間1億円近い金をですよ、例えばの話、かけながらやる価値があるのに、高齢者何人、実際65歳以上の方、利用していますか、温泉館。そこからまずお伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

嘩然としたという話、最初に出ましたが、やっぱりこの数字は下がっていますので、放射能の風評、あそこに書いてあるとおりだと私は思います。しかし、そのほかの理由もあるかもしれません。ただ、一番はやっぱり3・11、あのことが一番影響しているというふうに私も総括をしております。

1つは、入館売上料は、指定管理によって指定管理料を受けた団体が収納すると、こういうふう決めてあるわけです。要するに、事業をやる場合に特定財源になるわけです。要するに、使用料は一般財源ではありませんので。したがって、これは支出からいうと除外をされます。

指定管理料は2,600万円と健康増進の委託料、健康増進の今のことにつきまし

ては、これは特定目的を持った支出であります。

1つは、指定管理料が是か非かというふうになるわけであります。これまで、議員ともずうっと話をしてきました。まず、そもそも、では244条の公の施設として、なぜあそこをつくったんだらうと。もちろん、これはそのときの提案があつて、皆様それをいいとして、あれだけのものをつくったと。つくったからには、その目的を達成するための努力をしてくれと、そのための経費としてどれだけ使うかというふうになるわけであります。

それは、やはり最少の経費で最大の効果を、そういった枠内でやっていく、これまでもやってきました。途中で変わりましたのは、委託というやり方、みずからではなくて、委託から今度指定管理という法律が変わって、その中での指定管理の料金を払っているというわけであります。

指定管理というのは、委託というのは前からずっと話ししていますね。道路とかいろんなことを、枠をはめて、それがそのとおりにできるかということですが、こういった施設につきましては、運営にあたりといった包括的な委託という形になるわけあります。

よって、その中においてどれだけの効果が出てくるのかということを見ながら、この経費は考えていくというふうになりますので、この数字が減っているというのは、平成22年8万9,000人から平成27年7万5,000人、1万4,000人程度減っていますので、こういったものについてはやっぱり放射能、その他もあるかもしれませんが、大きな影響があるだろうというふうに思っているところでございます。

ただ、昨日、それからその他でもずっとこのことは出ています。やっぱり、経費がかかり過ぎるからどうなのかということですが、再三申し上げておりますように、私は先人がつくったものについて、あるいは3・11の災害において大丈夫だというものについては大事に維持して、そして新甲子、あるいは西郷村の顔であるところの発展のためには、やはりそれだけの寄与してもらおうと、そのためにつくったところでもありますので、そういったところを力を発揮して、ずっと今後の発展に寄与していただきたい、そういう思いで対応しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 高齢者の入館者数についてのご質問でございますが、ただいまちょっと手元に資料ございませんので、正式な数は申し上げられませんが、議会に提出しております業務報告書の中で、10月末現在、本年度なんですけど、70歳以上の人数につきまして8,472名となっております。年間通しますと、おおむね1万4,000人程度のご利用となっております。

以上でございます。（不規則発言あり）

70歳以上です。（不規則発言あり）70歳以上は8,472名……（不規則発言あり）4月からです。（不規則発言あり）今年。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 間違いはないですか。8,000人、これ……（不規則発言あ

り) いや、それでいいのかもしれないですが、ただ、無料券というのは、これ70歳以上だけが無料券配布されるんですか、もう一回確認ですが、無料券を使える方はどなたですか。

○議長(白岩征治君) 商工観光課長。

○商工観光課長(福田 修君) お答えいたします。

無料の対象になっておりますのは、障害者の方、あとはちゃぼランドのほうで独自にやっている割引券、あとは70歳以上の高齢者の方となっております。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) そうしますと、無料券というか、一般に配って、各家庭に配っている無料券、あれは障害者とか70歳以上の人たちしか使えないんですか、あの無料券は。500円ですか、あれは500円の券ですね。そうすると、無料券が例えば4月の場合で1,193人、障害者と70歳以上が1,193人入ったということですか。

○議長(白岩征治君) 商工観光課長。

○商工観光課長(福田 修君) お答えいたします。

今お配りしている割引券につきましては12月から来年3月まで、毎年そうなんです、12月から3月分につきまして半額券ということで、各家庭に配布させていただいております。

こちらの70歳以上の無料につきましては、健康増進事業といたしまして、70歳以上の高齢者の方に対しまして、無料で入浴をしていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 村民、例えば西郷村内には70歳以上の高齢者、何人実質いらっしゃいますか。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) それでは、人数の確認がよくできないようですので、ここで、質問の途中ですが、午前11時15分まで休憩いたします。

(午前10時54分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長(白岩征治君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君の質問に対して答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(福田 修君) お答えいたします。

70歳以上の高齢者の人数というおたがしでございますが、12月1日現在で2,923名でございます。

また、先ほど高齢者の70歳以上の利用人数、10月末現在につきまして7,472名で、年間おおむね1万4,000人程度と申し上げましたが、昨年の実績

で高齢者年間1万4,687名でございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今の年間1万4,000人という数なんです、70歳以上の高齢者が2,900人くらいだと。それと、高齢者70歳以上の方が、いわゆるピンピンキラリで健康を維持するために年間1,000万円、また、委託料を含めて5,000万円ずつ税金を払っていると。そうすると、2,900人の70歳以上だけでも、毎月1回、70歳以上の方が月1回入っただけでも2,900人なんです、数は。そうすると、年間にすると、2万9,000人プラス6,000人ですから、3万5,000人ですか——きかないな、35万人になるのかな。月1回入っただけでも3万5,000人ぐらいになるんですね。2,900人が、だから3,000人として、3,000人が月に1回入ると毎月3,000人、そして年間で3万6,000人になるわけです。それが実質1万人しかいないということですね。

でも、それは2,900人が全部利用しているかということ、私はそうでないと思います。例えば、100人の方が週に5日やったら、週に500人です。そして、4週ですから2,000人になるんですね。2,900人の中のたった100人が週に5回利用すると、もうそうなっちゃう。数のマジックなんです、これ。

そこで、村長が高齢者の福祉につながっている、ピンピンキラリだと言っているんだから、じゃ、ちょっとお聞きしますけれども、総務省のほうではいわゆる行政評価ってやっているんです。行政評価というのは、行政活動の目的を明確にしながら成果目標を設定して、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物などを総括的に勘案しながら評価を行って、その評価結果に基づいて改善を、次年度以降の行政活動の企画立案に反映するという、非常に大事な問題なんです。

この過程、いわゆる行政評価を定着させることによって、職員も我々もそうなんです、目的意識、誰のために、どのような意図で行っているのか。例えば、今回ちゃぼランドの運営、誰のため、高齢者のためにどのような意図で行っているかといえば、村長は高齢者のためにやっているんだということを明確に言っているんですね。それでは、この限られた財源や人的投資成果、結果に基づいて、サービスの量ではなくて、質的な改善を図るためにPDCA、いわゆるプラン・ドゥ、それからチェック・アクションサイクルの良循環を目指して制度を構築、導入することを目的としているとなっているんです。

では、村長が言われる、いわゆる高齢者のための施設であるとするならば、これは行政評価は誰が行っていますか。その行政評価書を見せてください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 行政評価、やるのが大事です。やっぱり、村政の進展、さらには村の財政運営にとっていかなる評価をいただいて、そしてそれがうまくいっているのかということは常々考えなければならぬというふうに思っております。

一番は、この行政評価というのは、人数がやっぱり増えていくことです。要するに、質と量の問題があります。（不規則発言あり）いや、いいですかね、説明しています

ので。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議事進行なのですが、時間の関係もありますので、私が聞いているのは、この行政評価をどなたが行っていますかというところだけなんです。誰が行っているかだけ答弁してもらえば結構です。

○議長（白岩征治君） 村長、行政評価について簡潔にお願いします。13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 行政評価を誰が行っていて、その行政評価書を出してくださいと私は聞いているわけなんです。それだけで結構です。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 評価書といったものはありませんが、行政評価というか、事業の進捗あるいは結果、もちろん監査も含めて、そういう目で見て予算立てをして執行して、そしてその結果についてはどのように評価するのかということで今、量と質だというふうに申し上げたわけでありまして。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 東京都政で先日、約200億円のいわゆる復活予算、これは自民党がメインだという派閥の会派ですか、何か自由に使える裁量権を与えたような、いわゆるそういったブラックボックス的な予算が問題になってはいますが、まさにこれは私は西郷村のブラックボックスだと思うんですね、このちゃぼランドにおいては。

ましてや、村長がこれだけのですよ、老人のためになっている、なっていると言っているながら、実際に2,900人の老人の中で何人が利用したんですかということなんです。把握していないんでしょう。例えば、100人の人間が週に5日行ったら何人になるんですか、500回でしょう。500回の4週ですから、2,000人なんですよ、それだけでも。そうすると、たった100人の半分50人、たった50人が週に5日行っただけで1,000人になっちゃうんです。そうすると、2,900人の中のたった50人のために、5,000万円、1億円の金を使うんですかということなんです。その評価をきちんとしなくちゃだめですよということを私は言っているわけです。これをやらないでにおいておいて、無責任ですよ。そして、ピンピンキラリとやるんだと、きれいごとを言っている。これは、私たち納税者から見たら、大変な問題です。私は透明性を求めなきゃならない。

いわゆる村が、行政活動の目的、達成目標、評価情報、意思決定過程などをわかりやすく村民に公表することによって、その説明責任を果たし、行政の透明性を高めます。このことにより、村民と行政の意思疎通の活性化、行政に対する村民の理解が図られ、向上も図られ、村民と行政との協働による村づくりができる。ところが、全然これがブラックボックスで、誰が何人行っているかもわからない、把握もしていない、とんでもない話ですね。

これ、行政評価をしないということ自体が、例えば村の監査委員、高橋監査委員にお聞きしますが、こういう状況など、監査委員としてどう思いますか、ご意見をお願いします。

(「議事進行」という声あり)

○議長(白岩征治君) 2番高橋廣志君。

○2番(高橋廣志君) 私、一般質問は行財政全般にかかわる質疑、所信の質問だと思いますよね。これ、いきなり私に振ってかかりましたけれども、議長において整理していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 2番高橋廣志君より、議事進行がございました。一般質問でございますので、いきなり議員のほうにその質問を求めたということはどういうことですかということでございますので、ここでちょっと暫時休憩いたしまして、ちょっと議長と相談をしたいと思います。

(午前11時24分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前11時27分)

○議長(白岩征治君) 今、2番高橋廣志君より議事進行がございまして、今、議会運営委員会、それから局長と相談しまして、局長が先ほど県の議会事務局に問い合わせをしておりますので、その説明を局長のほうからさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員主任書記(藤田哲夫君) 一般質問において、監査委員にその質問をすることができるのかというふうなことでございます。

県の議長会にこのことについて確かめました。一般質問は通告制をとっておるといふふうなことがまず1つ、その通告先はというと、行政の府長である首長に通告されている。

一般質問をする場合、当然、通告された長がその答弁の義務を負うことにはなりますが、監査委員の意見を求めるとなった場合、監査委員は通告を受けていないので、その場で答えることができないというふうに解するというようなことでございます。ただし、答弁することについて、首長、議長においてそれぞれ了解した場合には質問もあり得るだろうというふうなことでございました。

なお、監査委員は、地方自治法によって設置されている委員会と同等のものでございますので、いわゆる執行部の附属機関ではないというふうなことを付け加えておきます。

以上です。

○議長(白岩征治君) 大変難しい問題でございますので、ここで休議いたしまして、それで議会運営委員会を要請したいと思います。

(「議長」という声あり)

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 今、2番議員がそのようなお話しされましたけれども、確かに2番議員としても突然のもので、戸惑ってはいると思うんです。しかしながら、いわ

ゆる監査委員は2名います。村民から選ばれた代表監査委員と議会から選出された監査委員が1名おる。なぜ議会から監査委員が出ているのか、これは議会を代表して出ているわけです。なぜかという、二元代表制の中で、いわゆる議会は執行部と違って、議会は議会としての二元代表制の中できているわけですから、しっかりとその監視機関としての、議会としての監視機関をきちんとして、そういう目的を持って、議会を代表して行っているわけですから、あくまでも村長の従属機関じゃない、議会の代表であるということをご理解していただきたい。

だから、我々は、議会というものは監視機関である、ある意味で批判機関である。そして、予算執行が村民のために間違いのないのか、法令から逸脱していないとか、本当に最少の経費で最大の効果を上げているかということを見るために、議会から監査委員が行っているわけですから、その辺も十分ご理解していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時31分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君の一般質問中、通告外でありましたが、議会選出監査委員に見解を求める趣旨の質問があることについて、議会運営委員会を要請いたしましたところであります。

この協議の結果について、議会運営委員会委員長より説明をお願いいたします。

11番上田秀人君。

○議会運営委員会委員長（上田秀人君） 11番、議会運営委員長です。

先ほど第2会議室のほうで議会運営委員会を開催をいたしました。通告のない質問が議会選出監査委員に対して出されました。13番佐藤富男議員の質問は、ちゃぼランド西郷の経営や運営状態について行政評価をしているかを問うものであり、執行部においてはそれを実施していないとの答弁を受けて、では監査の目から見て、監査の意見、見解を聞きたいというものであります。

通常、一般質問は執行部に対して通告制をとっていますので、村の行政事務全般について執行部の答弁を求めています。今回の場合、通告に入っていませんでしたが、協議の結果、質問の途上で密接に関係するということと、議会選出の監査委員であるということをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） ただいま議会運営委員会委員長より、監査委員の答弁の報告が終わりました。

ここで、監査委員の答弁を求めます。2番高橋廣志君。

○2番（高橋廣志君） まず、議長に、ご配慮ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、通告のない質問で突然でありますので、私としても整理ができていませんので、本日のところ、これ以上お答えできません。

なお、今後は通告をしていただいた上で——代表監査と合議制なものですから——しっかりした答弁をしたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） まことに情けない議会選出の監査委員のご答弁でしたね。いわゆる行政評価をしていないということについてどのように思いますかということをおっしゃったんですが、これは一般常識として私は答弁できると思うんです。

だから、実際、議会の全議員にかわって、いわゆる二元代表制の中で議会選出の監査委員が、そこで本当に中立の立場でそういうことを考えるのであれば、当然これだけの大きな支出がある事業ですから、それについての行政評価がないということについては、私は監査委員として適切であるとか、なかったとかということぐらいは言えると思うんですね。監査委員、どうですかそれ、適切だったんですか、適切でないんですか。それも含めて、もう一回お聞きします。

○議長（白岩征治君） 監査委員高橋廣志君。

○2番（高橋廣志君） お答えします。

行政評価云々については、私どものほうではここで答えはできかねますが、西郷村監査委員条例に基づき、方針、目的に沿って評価はしているという確信は持っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 全く答弁になっていないですね。監査委員というのは、いわゆる執行者が行政運営をきちんとできているのか、法令にのっとっているのか、そしてまた、地方自治法、地方財政法でいう、いわゆる最少の経費で最大の効果を上げているのかということをおきちんと監査委員が監査をして批判をし、また、牽制をしながらやるのが監査委員じゃないですか。それが全くそういう行政評価については評価もしないで、ただ監査やりましたという、これでは全く納得できないと思います。しかし、納得できないけれども、私はこれ以上求めません。恐らく、言ったらこれ、この程度の回答しか出ないでしょうから。

ただ、村民の貴重な税金を投入をしている、多額の。例えば、商工観光課長、今回のこの中で、いわゆる入館料売り上げ、それから指定管理料、健康増進委託料、これだけでも約5,600万円、5,700万円を西郷観光株式会社にお金を払っているんですよ、委託関係。5,600万円のほかに、今度水道代、お湯を購入していますから、900万円かな、トータル的にこのほかに西郷観光株式会社一般財源から投入している金額って、あと幾らになりますか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ただいまの質問にお答えいたします。

今言われました光熱費関係、もろもろございますが、指定管理制度ができてからは

指定管理料に含まれておりますので、一般財源からの持ち出しはございません。（不規則発言あり）それも指定管理料の中に含まれております。（不規則発言あり）900万円も含まれております。算定基準の中に含まれております。（不規則発言あり）間違いございません。

指定管理にする以前でありますと、やはり保守管理、清掃業務、防災、電気、設備、汚水等もろもろ4,400万円ぐらいほどかかっておりましたが、今回平成27年度の……（不規則発言あり）よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） では、そのように理解して、5,600万円、何だかんだ、健康維持も含めてお金を使っているということでございます。

今の行政評価については、まずこういう大型事業、本当にこれ長年、いわゆるちゃぽランド、そしてまた、西郷観光株式会社の家族旅行村、これに村が多額の投資をしております。実際、ちゃぽランドについては、開館してから今まで幾らの金を、村民の税金を使ってきたのかということで申し上げますと、昭和60年から家族旅行村ができて、家族旅行村の分ですと約12億8,000万円くらい、やっぱりお金を投入している。温泉健康センターについては、平成5年から建築が始まって、約12億円、13億円の建設費も含めて、あと委託料ということで23億8,000万円くらいのいわゆる税金を投入している。トータル的に、家族旅行村、西郷観光株式会社にお支払いしている合計が、今までに約36億7,000万円、村民の税金を投入しているんですね。

これだけの金を投入していながら、行政評価は1回もしていなかった。そして、それが村長は議会の中で堂々と、健康維持につながっている、ピンピンキラリにつながっていると、何にも行政評価をしないで、そういうことは言えないと私は思うんです。具体的なきちんとそういう評価をして、そして何人の方が利用して、その方々が本当にどのようになっているかという、振り返りじゃないけれども、追跡までしながら評価をするのは別だけれども、36億円のお金を使ってきて、なおかつそういう行政評価もしないで野放し、監査委員も行政評価はわからない、そういうでたらめな中で、このちゃぽランド西郷の運営されている。

そしてまた、いわゆる西郷観光株式会社にこれだけ36億円、関係のお仕事もお任せしていますけれども、この西郷観光株式会社の社長は誰か。確かに、これは今別人、一般の方になっていますが、大株主は村民の税金を投入している佐藤正博村長が取締役の筆頭株主ですよね。その筆頭株主の佐藤村長が今度は西郷村の村長、委託料を支払う村長が受託する社長——実質社長ですよ、取締役だけれども。そういうお互いにやっている。これこそまさに、利益相反行為だと私は思います。

これにすらも監査委員は手を差し伸べない、私から見ればですよ。その利益相反というのは、いわゆる業務委託契約において西郷観光がもうかるということは西郷村が損すること、西郷村が安く委託できたなという西郷観光が損すること、これがまさに利益相反なんです。これを村長が一人でやっている芸当、そしてまた、こういうふ

うに行政評価もしない、そしてやってきている、とんでもない話だと思うんですね。

そして、ましてや今年の場合においては、入館者についてですか、これね、本当に数が減ってきているんです。平成28年6月については、前年度比1,589人の入館者が減っている。8月においては、1,793人の入館者数が減っている。合計でたった2か月間で3,300人の入館者数が減っているというんです。これ、どういうことなんですか。

そして、こういうふうには村のほうでどんどん赤字になってきている——赤字というか、収入が減ってきているにもかかわらず、それではちょっとここで伺いたいと思いますけれども、西郷観光株式会社、この会社の貸借対照表、決算の中で剰余金、積立金、これが原発事故以後幾らになってきているのか、年度ごとにちょっとお示してください。

そしてまた、プラス東京電力から原発事故後最短まで、現在ですね、一番近いところまでで、果たして、ちゃぼランドとそれから家族旅行村含めて、また別々として、幾ら東電から賠償金をもらっているのか、年度ごとにお示してください。お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 東電の賠償については課長からですが、これまでの始まりからの話、ずうっと今されましたが、では、ずっと最初から言いましょう。

三十何億と言っていましたっけ……（不規則発言あり）30億円投下した。これ、昭和60年からの話ですね。私は、平成14年度から村長に就任いたしました。その後は、物をつくったりしておりません。それは、やっぱり建物等について、投資したものを良好に使っているかどうかということで、今まで管理、あるいは指定管理の体制をとってきたというところなんです。

そもそも、では、なぜつくったのかと、先ほどありましたので……（不規則発言あり）いやいや、よく聞いていただきたい。（不規則発言あり）いやいや、いやいや、つくったことがわからなければ、無駄だとか、5,000万円だとか、毎年払っているというのは、おかしな話になっちゃう。（不規則発言あり）いや、よく聞いてください。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） だから、私が一般質問して、私が聞いていることのみ答えてもらえばいいわけであって、それ以外のことを言ってもらっては困ります。（不規則発言あり）じゃ、時間とめてください。（不規則発言あり）

だめだ、こんな議会運営ではね、議会できないですよ、一般質問。

○議長（白岩征治君） 村長、簡潔にお願いします。（不規則発言あり）

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一般に誤解を受ける。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後1時15分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時18分）

○議長（白岩征治君） 質問に対しての答弁は、できるだけ簡潔に明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、質問を許します。村長、佐藤正博君。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私聞いているのは、要するに東電から幾らの賠償金もらっているんですかと、年度ごとに答えてくださいと聞いているんですよ。それ答弁してもらえばいいだけですから、私は。議長、そうですよ、それ以外のこと聞いていませんから、お願いします。

○議長（白岩征治君） 今ほど質問を許しますと言いまして、村長のほうから挙手されまして、答弁のほうにさせましたことについては申しわけなく思っておりますので、答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

○議長（白岩征治君） 賠償金のほうの答弁を。

○村長（佐藤正博君） いや、それはいいんですが、わかりました。簡潔にということもわかっているし、別に長くするとか、そういう意図はありません。

ただ、前段、行政評価をしていないとか、あるいは三十数億円を投下したという経過を言っているのは、やっぱり無駄だろうという文脈にしか私とれませんので、そうしますと、その分については、やっぱり先輩がいろいろ考えて、そしてこれまで投資したんだと、それをあえてここで、1つは五千何百万円投下しているという話していますよね、このお金を。ただ、2,000万円は入館料の売り上げです。これは特定財源でありますので、一般財源ではありません。それ言ったら大誤解になります。

そうすると、指定管理料は2,600万円です。これ言っているとおりですから。あとは、健康増進の委託料は行政目的の追加です。合わせますと、3,600万円になります。だから、2,000万円を入れて5,000万円になります。これは入場料ですから、一般財源ではありませんので、誤解を招くということを申し上げたかった。

2番目……。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これ参議院とか衆議院じゃないんだから、だめです。そこまで言うんだったら、私も一般財源と特定財源の問題言いますよ。（不規則発言あり）だって、そんな問題をここでやっているんじゃないんで、時間的に、その議論は私はもうわかっています。平成7年、例えば実際にちゃぼランドができたこと知っているし、趣旨もわかる。ただ、そんなことをね、私は昔のことを悪いかいいとか言っているんじゃないんです。もう時代が変われば、当然に時代の変化に伴って、柔軟に行政は変える必要があると……（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） ちょっと、待ってください。

○13番（佐藤富男君） 私聞いているのは、東京電力から実際に原発事故後、幾らの賠償金をもらっているんですか、これを答えてもらえばいいわけですから、その議論、つくった価値観の問題を言っているんじゃない。私は別につくった人を責めていませんよ。それは、当時はそれなりの理由があったんですから、それはそれでいいですよ。でも、時代が変われば柔軟に変えて、常にイノベーションしながら変えて、最少の経費で最大の効果を上げるという、そういう行政運営する必要があるんです。それを私は指摘している。（不規則発言あり）だから、いいです。（不規則発言あり）いいから、もういいんだって、やったんだから。こっちは時間ないから東電のほうやってください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 東電からの賠償金、幾らもらっているかとお尋ねの件でございますが、西郷観光株式会社で受領いたしました金額につきましては、平成23年度、こちらは大震災、原発事故ですね、それからですので、平成23年3月分からということになります。23年度につきましては1,858万2,843円、24年度につきましては2,430万209円、平成25年度につきましては2,887万8,239円です。平成26年度につきましては3,099万1,179円です。平成27年度につきましては1,595万5,970円です。こちらの今申し上げた金額を合計しますと1億1,870万8,440円になります。こちらは会社全体の賠償金でございます。

今ご質問がございますのは、ちゃぼランド西郷（温泉健康センター）についての件でございますので、こちらを会社さんのほうにお願いいたしまして算出していただきました。平成23年度につきましては、温泉健康センター分といたしまして855万3,382円、平成24年度につきましては992万9,358円、平成25年度につきましては1,090万7,483円、平成26年度につきましては1,053万4,692円、平成27年度につきましては472万4,828円、合計いたしますと4,464万9,743円になります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうしますと、原発事故前の西郷観光株式会社の決算によって、平成22年度の会社の剰余金というか積立金の額と、現在、平成27年度決算における積立金の額、これをちょっとお示し願います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 会社の積立金ということでよろしいですか。

決算書から会社関係だけで、温泉健康センターの分はちょっと不明でございます。会社関係の利益剰余金について申し上げますと、平成22年度がマイナス932万2,475円、平成23年度マイナス816万1,099円、平成24年度マイナス746万3,712円、平成25年度マイナス736万5,040円、平成26年度マ

イナス723万703円、平成27年度マイナス2,156万1,700円となっております。

また、純利益についてでございますが、平成22年度につきましてマイナス381万254円、平成23年度プラス116万1,376円、平成24年度同じくプラスでございます69万7,387円、平成25年度9万8,672円、平成26年度13万4,337円、平成27年度マイナス1,433万997円。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） このように、決算上は収支のバランスはマイナスです。ここに東京電力のいわゆる賠償金加わると思うんですが、これ加わった後の残高は幾らになっていきますか、会社の積立金は。東京電力の賠償金が入った時点における現在の西郷観光株式会社の、いわゆる積立金というのは幾らありますか。

今のは会社の決算の収支のバランス、貸借対照表だと思うんですが、いわゆる東京電力の賠償金、入っていますね。そうすると、その賠償金はどこへ行ったんですか、どこに消えていますか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

賠償金が入った後の会社の内部留保といいますか、そういったお金がどのくらい、どういったお金の流れがあるかということにつきましては、こちらはちょっと把握しておりません。といいますのも、内部留保、そういったお金の流れにつきましては、やはり会社の対外的な信用度もございますので、公表できる項目かどうか、ちょっと判断つきかねますので、今後、西郷観光のほうと協議しながら対応させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これが村の行政の実態ですね。本当にブラックボックスですよ、まさに。そういうね、結局、東京電力から賠償金もらうのには、会計が赤字でなきゃならないんです。プラスになれば、平成22年度の基準年と比べて利益が出ちゃうと、これはもう賠償金の対象にならない。ところが、平成22年度よりも減ってくればもらえる。これ全部きれいにマイナスしていますね。ところが、決算上マイナスになっているけれども、東京電力の賠償金がここに入ってこないんです、プラスされていないんです。いいですか。これで例えば単年度でもって800万円とか700万円の赤字が出ているけれども、このたった5年で1億1,800万円のお金が西郷観光株式会社に入っているんですよ。

西郷観光株式会社は、西郷村村民の大株主です。この金がどこへ——私知っていますよ、これ幾らあるか。決算書を見れば出てくるでしょう。収入の中に委託料が幾ら、東京電力の特別何というんですか、あれは。収入で出てきますよ、毎年毎年決算書の中に。そうすると、トータル的に決算書の中には幾らの剰余金が残っているかって出てきているはずなんです。それは、課長わからないはずないですよ。私が調べた段階

で、1年、2年前で6,000万円とか8,000万円とかになっているんです。今、1億円超えているはずですよ、内部留保金、西郷観光。表向きこれマイナスになっていますけれども、違いますか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

大変申しわけございませんが、私は本当に把握しておりません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議長、これね、非常に重要な問題です。というのは、これだけ毎年、いわゆる村が税金を投入していた。東京電力からもらった賠償金の性格ですよ。これが家族旅行村の売り上げが減った部分についてのものであれば当然、村がその分を賠償金をもらうべきじゃないですか。温泉館が原発事故によって客が減った、売り上げが減ったための賠償金ならば、4,400万円ありますけれども、これは村のほうに入るべきじゃないんですか、東京電力の賠償金というのは。西郷観光に入るものじゃないんじゃないですか。

入館料はわかりますよ、賠償金は別でしょう。委託契約の中に賠償金入っていますか。これ不明確なもんですから、きちんとその辺は示してもらわないと、議事進行できないです。これ休議で結構ですから、調べて報告してください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 賠償金は当然もらうべき権利がありますので、それはやっているわけです。それは、もろもろの数字によってマイナス分を補填していただくというのが賠償の性格であります。

今、どのようにすべきかということですが、私は賠償は西郷観光株式会社、これはこれ出資はしていますが、運営は会社がやっていますので、それはそれで取るべきだ。それから、指定管理についての部分については、放射能によって人数が減っている、そして全体の想定より減っている。よって、これは賠償していただくということになりますので、今の指定管理料の中でおさめるべきだと、このように思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 大体、そして原発事故前と原発事故後で委託料変わっていないんです。おかしいんじゃないですか、これ賠償金もらっていて。当然、その委託料の中に、賠償金がもらってあるのであれば、その分も補填すべきじゃないんですか。また、そういう委託契約の中に、賠償金についてはどのように取り扱うということを項目を決めてやっていくべきじゃないんですか、取り扱い方については。

これ公金ですよ。公金をもらうのに、村が本来は原発事故によるそれだけの損失については当然、村もこれはもらう権利があるんですから、それについてのきちんとした西郷観光株式会社との協議、東京電力との協議をしてですね。村民の財産ですから、やるべきでしょう。

だから、実際にこうして、西郷観光株式会社が本当に内部留保金幾らあるのか、きちんと明確にするまで、この一般質問は中止します。実際に示してください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この公金である、公金じゃないと思います。これは、西郷観光株式会社が請求しているんだと、そしてそこに賠償されているという形でありますので、西郷村の一般会計の予算の中にその項目を入れるということではありません。よって、西郷観光株式会社が運営する中においての一事件というか、原因が原発の事故というふうになりますので、それによって影響を受ける、通常の営業ができなくなった分に対する補填というふうに考えますと、やはり正規の営業がうまくなされる中で処理すべきであるというふうに思います。

ちゃぼランドについても、同じく福島に来ない、あるいは行く回数が減る、いろんなことで想定している。指定管理という、あの施設をどのように人手、あるいはノウハウを入れて、そして所定の目的を達成するかという、包括的な運営の指定管理については、やはり今と同じく運営する中において、それを阻害する事件・事故によっての営業のリスクでありますので、それを賠償するものについては当然、その中で処理したほうが良いというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これね、一般質問まだまだいっぱいあるんですけども、このことについて、村長は西郷観光株式会社の取締役なんですよ、代表取締役。（不規則発言あり）社長は別だけれども、代表じゃないんですか。謄本には代表になっていないですか。（不規則発言あり）いやいや、今でも。単なる取締役じゃないでしょう。（不規則発言あり）いや、代表取締役でも社長とはまた別ですから。

ただ、結局、村長が自分の民間会社の社長をやって大株主であり、村の村長であり、そしてやってきているわけです。そうすると、例えばこの委託料の計算上、これはどういう計算でやっているんですか、委託料というのは。算出方法、計算方法、これは入館料プラス、あとそれから委託管理料で2,600万円ですか。（不規則発言あり）そういう計算やっているわけでしょう。

そうすると、そこに今度、賠償金が入ってくる、ちゃぼランド4,400万円、これはどういうふうな扱いなんですか。これは、全く西郷観光株式会社は村との関係だけですから、別に賠償金までもらう権利ないんじゃないですか。あくまでも、これは委託料の中で建物を運営してくださいというだけの話ですからね、西郷観光株式会社は。西郷に例えば4,400万円入ったと、これもちゃぼランドのほうでもらう権利はないと思いますよ。

あと、それからもう一つ、1億7,000万円くらい家族旅行村でもらっていますけれども、コテージの場合どうするのか。これだって実際の話、村のものでしょうか、違うんですか。西郷観光株式会社のものでしょうか。（不規則発言あり）あ、そうですか。それは、維持管理費は払っていないですか、あの周辺環境整備。（不規則発言あり）払っていますよ、あのコテージの周りは全部村のほうでやっていますよ。（不規則発言あり）やっていますよ、全部。あの周りやっているでしょう。そうすると、そこだって問題になるのが、こういったものじゃないのか。

今度この業務報告の中に、キョロロン村に合宿所が完成したからどうだこうだって、これ全然、合宿所って、西郷村として関係ないんじゃないですか、正直言って。だから、でたらめというか、全くこれごちゃごちゃでね、本当にくそもみそも一緒になっちゃってきて、そして垂れ流し的に村の金を取ってきて、そして西郷観光株式会社、内部留保資金幾らなんですか、きちんと示してください。はっきり言ってください、ここで。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のね、論点をはっきりしたほうがいいと思います。役員がどうかという話、最初からありましたが、そもそも西郷観光株式会社を、出資してつくりましたね。そのときは、先ほどの今三十何億円投下しているという話がありました。これは、西郷観光株式会社が借金しましたので、出資はしましたが、その借金を返す必要があると。要するに、大規模な借金があったわけです。どう運営してこれを返していくかといったときに、結局、村長が社長になるしかないというふうになって、最初スタートしましたね。議員ご存じでしょう、これは。だから、そういうことでやってきたわけです。

ただ、やはり平成の私が村長になってから、あそこが潰れるかどうかと、もう借金を返せないといったときに、やっぱり存続すべきだということがあって、そのときは……（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 村長、それはいいです。それはもう聞いているから。今質問されたやつに答えてください。

○村長（佐藤正博君） 何かね、答えが断片的だと聞いている人がわからない。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私聞いているのは幾らですかって、だから、幾らですと。内部留保金幾らですか。

○村長（佐藤正博君） 内部留保、わからないそうです。それで……

○議長（白岩征治君） 村長、ここできちっと整理をして、ちゃんとした、明確に出してください。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） だったら、平成27年度決算書を見せてください。西郷観光株式会社の決算書、見せてください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） あると思います。ただ、さっき言ったとおり……

○13番（佐藤富男君） いいや、もういいです、時間もったいないから。それやったら、お互いに一日やったって終わらないから。

○村長（佐藤正博君） いやいや、さっき言ったのは、賠償金がという整理をしないと、さっき言ったような話で、ごちゃごちゃになっているという話ですが、ごちゃごちゃにならないですよ、これは。だから、ちゃんと整理をして、わかるように質問して、

それを答えたほうがいいでしょう。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 大体話によれば、こんなね、村がこれだけの5,000万円、6,000万円の業務委託料を払って契約する会社が、毎年800万円だ700万円赤字会社に委託するんですか。赤字会社に出さないというのは、委託契約書の条件あるんじゃないですか。どうですか、これは。業務委託は、赤字会社に出せないんでしょう。そういう条件あったと思いますよ、その要領の中には。

だから、毎年毎年こうやって、本当に800万円だの700万円だの赤字にしている、そして村から業務委託料をもらうというのはとんでもない話なんですよ、本当からいえば。そして、あげくの果てに、表向きは赤字だけれども、内部留保金が1億円ぐらいあるんじゃないですか。見せてください、決算書。

（「議長」という声あり）

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 議事進行申し上げます。

ただいまの議論を聞いていますと、質問の上に質問がのっかっていってしまっている。ですから、これを整理する必要があると思うんです。ですから、ここで時間をとっていただいて、整理をしていただきたいというふうに思います。

原発賠償金の扱いと内部留保金の額はということで、今、質問者は質問しています。このことをきちんと説明できるものであれば、この場で説明していただきたいというふうに思います。

ですから、議長におかれましては、20分程度、事務局、20分でできるかな、大丈夫ですか。じゃ、20分ぐらい休憩をとってもらって、整理をしていただきたいというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） できれば、企画財政課ですか、それから総務課、こういった財務規則、それから地方財政法、地方自治法に照らして、その賠償金が本当にそういう形が適切なのか、適法なのか、これも含めてきちんと条文の根拠を示して、お知らせ願いたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで午後2時15分まで休憩いたします。

（午後1時45分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君の質問に対する答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

地方自治法244条の公の施設の規定の中に、第8項に利用料金制というものがご

ざいまして、入場料収入というのは指定管理者の収入となることとなっております。

それで、原発の賠償というのは多分、入場者が減ったことに対する賠償の部分ではないかと思しますので、それは指定管理の趣旨からいうと、西郷観光株式会社のものかと思えます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今のお話は全くでたらめですね。入場者が減ったのではなくて、いわゆる賠償金というのは、平成22年度の基準年の収支決算、売上金が幾らあって、利益が幾らあったと。そして、平成23年、原発事故後の平成24年については、22年と比較して、全体として経営上比較して幾らマイナスが、損失が出たと。損失の中のいわゆる何十%、80%とか60%とかという、効率とかなんとかというんですが、決めて出てくるわけですから、基準は何も入場者数だけじゃないです。当然これは、売り上げの中に飲食業もあるでしょう。そうすると、飲食部分の売り上げ分も含めて、全体としての中での損失に対する賠償金ですから、今のは全くうそですよ、こんなのは。その辺どうなっているんですか、賠償金の問題についての計算というのとはわかっていますか、把握していますか。

基準年が平成22年なんです。そのときの収支決算をして、要するにプラスか、マイナスか。そして、原発事故があった後にその売り上げが、例えば平成22年が1,000万円あって、23年の事故後、それが800万円しかなかった、600万円しかなかったときには、差額の利益について賠償しますというのが賠償の計算ですから、入場者数じゃないですよ。

それともう一つ、そのカウントするのに、村の施設が原発事故によって被災を受けた、要するに放射能にまみれた。そのために、村が当然、通常は得るべき利益というのがあるはずですよ。それが遺失したというものについては当然、賠償になるんじゃないですか。

そして、なおかつ、西郷観光株式会社に要するに客が減ろうが減るまいと関係なく、村はその分補填しているんじゃないですか、このやつは。要するに、西郷観光株式会社が業務委託をして赤字にならないように、常にこれは村のほうでやるのが業務委託じゃないんですか。通常何人使ってきて、これ決算いくらだって、例えばこれは経費が3,000万円かかりますよと、その3,000万円は村が担保しましょうと、債務負担行為でも何でもいけれども、負担しましょうよということでもやるのが業務委託でしょう、そうでしょう。そのために、2,000万円とか1,000万円とか4,000万円を出しているんじゃないですか。そのほかに原発で入ったというのは全然カウントされていないでしょう今回、おかしいでしょう。

だって、西郷観光にすれば、プラス・マイナスして絶対に安全パイでもって業務を委託を受けていて、プラスそれに原発の減ったからってもらうということは、これはある意味じゃナンセンスですよ。これが法律的に、または財務規則上、財政法上、本当にそういったことが可能なんですかということを知っているんです。

ただ、これ今頼んだだけでも、まだ結論出ていないのかな。企画財政課長、会

計室長、どうなんですか、それ問題ないんですか、調べたんですか。いや、わからないならわからないで、今の段階ではしようがないから、俺はいじめじゃないからね。だから、調べてもらってもいいんだけど、ただ、それが普通の行政のやる姿勢でしょうということです。村民のお金を預かっているんだもの、村長のお金じゃないですよ、村民のお金ですよ。

これね、これ以上やっても担当課長をいじめるようになっちゃうから、私やめませうけれども、じゃ、担当課長ね、決算書を毎年もらっていると思うんですが、平成22年から平成27年決算までの間の、いわゆる西郷観光株式会社の資産の部の現金預金という額をちょっと教えてください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成22年度につきましては、現金及び預金の額でございますが、3,103万5,422円、平成23年度につきましては5,140万6,560円、平成24年度につきましては5,629万5,910円、平成25年度につきましては6,065万7,679円、平成26年度につきましては6,178万9,743円、平成27年度につきましては9,298万2,565円。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） さっきの決算報告の中で、平成22年で932万円の赤字ですか、経常経費の赤字ね。そして、平成23年も800万円とか700万円とか、ずうっと赤字で来ているんですね。ところが、実際にはこうやって、平成22年から3,000万円の金が今年27年で9,200万円まで増えている。これどういう、赤字なのになぜ現金預金は増えているのかということです、問題はね。

だから、さっきの賠償金についての取り扱い、これ、村はもしももらうべきものであれば当然、村の収入に入れるべきだし、また、西郷観光に渡さないで、西郷観光にはあくまでも業務委託の中でプラス・マイナス・ゼロにした形の中での金額を決めているんですから、本来であればそれ以上のものを上げる必要はないんです。ただ、頑張りですよ、仕事一生懸命やって利益がどんどん出たと、それは頑張り料で払ってもいいですよという部分は確かに認めています。

でも、原発事故による賠償金というのは全く性格は別だから、これは村にとってもやっぱり大きな損失なんですよ。これについては、きちんと村も精査をして、村がもらうべきものはないのか、全額西郷観光に行ってもいいのか、これをやっぱりきちんと見きわめて、法律的にも財政法上も全部調べて、そしてやらないことには、村民に対する説明責任も果たせないし、村民に対する責任は果たせませんよ。それを私は言っているわけなんです。

それと、あともう1点、担当課長、これね、本当にもう私もあきれちゃって、ここでどうこう言う意欲もなくなっちゃうんだけど、例えば今回も西郷観光からこういった業務報告が出ているけれども、合宿所というのはちゃぼランドで何か関係ある

んですか、報告が来ていますけれども。営業費とか建設費とか、合宿所をつくったと
かって、全く村で関係ないと思うんですが、何かお金出しているんですか。出して
ないですよ。だったら、こういう報告は必要ないんじゃないですか、どういうこと
で出したのかわからないけれども。やっていることが全くでたらめじゃないですか、
課長。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ただいま議員さんからご質問ございましたとおり、今回の西郷観光の合宿のことに
つきましては、直接村の施設ではございませんので、業務報告には入れるべきではな
いかと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） もうね、あきれて物が言えないので、本当にこれ、私が村長な
らこんなこと許しておかないし、きちんとやりますが、例えば入館者数ですね、これ
はどういうふうにカウントしているのか、これが本当に私にとっては不明朗なんです
よね、1つは。これ、きちんとね、例えば全員が券売機で買っているのかどうか、そ
してまた、無料の方は、きちんと無料の方のカウントを、何かしらの適切な、証拠が
残るようなペーパーとか何かにカウントされているのか、その辺いかがですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、正確に入館者数を捉えるのは、適正管理上必ず必要だと認識しております。
先ほど来、高齢者の入浴券等、どのくらい利用されているかの実態もつかめないんで
はないかというような、いろいろご指摘ございました。まさしく、そういった点は反
省すべきものであると思っております。

今後、適正管理に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしく
お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、今報告している入館者数も、私から見れば根拠がない
ですよ。きちんとペーパーになって、レジを打つように、ずうっと残ってきている
ならいいですよ、それないでしょう。

一説によると、私、大分前100条委員会で聞いたときには、受付でお金預かって
いる人がぼんと箱なんかへ入れた、入れないという話も、本当のことはわからないで
すよ、そういうことやっているんだという話も聞いたりなんかしていますが、本当に
これ、本来ならきちんとした券売機を置いて、全部そこでお金を入れて、そこでカウ
ントしてやるべきだと思うし、また、これから、今言ったように、2,900人の
70歳の方々がいて、ほんの一握りの方々のために5,000万円、6,000万円や
って、そしてピンピンキラリでやっているんだ、効果あるんだって、そんな行政評価
もしないで、こんなでたらめということでは納得できませんから、これから例えば老

人2,900人いるならば、ちゃぼランドを利用する人には全部ナンバー制にしてカードをつけて、必ず来たときにそのカードをチェックすると。別に私は入るんじゃないですよ。カードをチェックして、果たして2,900人の中で本当に何人の方が、正味何回利用したのか。

それで、例えば100回なのか、200回なのか、1人で例えば10回なのか、これも把握できますから、そういういわゆる券売機ということも、カードを入れれば、カードをつけておいてナンバーが把握できるようにして、それでやっていけば正確に出ますよ。本当にそれが行政評価になるんじゃないですか。確かにこれ、2,900人のうち2,000人も、例えば年間に10回、20回来てやってきているんだとわかれば、それは評価になりますよ。

せめてそのぐらいのことは最低やっていかないと、ほんの一握りの方々のために、こういった5,000万円、6,000万円の金、毎年毎年湯水のごとく税金を、私も村民税いっぱい払っているけれども、もったいない、税金払いたくないですよ、こんなことやったんでは。そういう村民いっぱいいるんじゃないんですか。やっぱり、村民から信頼されるような税金の使い方しなきゃならないと私は思います。

課長も昨日今日課長になったばかりだから、これは本当にわからないんでしょうけれども、本当にその辺も含めて、やっぱり村民が信頼できるようなちゃぼランドにしなきゃならないし、そうしていただきたいと思います。

それともう1点、この売り上げ、実績報告あるんですが、この中に目標額ってあるんですよ、売り上げ目標、入館目標とね。この目標というのは誰が決めるんですか。何を基準にして、どういう意味なんですか、この目標額というのは。果ては損益分岐点なのかどうか、これも含めて、1つお伺いします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

この目標額につきましては、毎月、大体500人めどに入館者数を目指していこうということで、指定管理者側のほうで設定しております。それに基づきまして、村のほうも利用者拡大を目指しておりますので、目標値についてはそれを了承して、届け出を出していただいているところでございます。

以上でございます。

○13番（佐藤富男君） 意味がわからないんですけども、目標をつけるということは何か意味があるんですか。

○商工観光課長（福田 修君） やはり、目標額を設定することによりまして、評価、実際効果といいますか、目標を設定しないと、なかなか努力というのがなりませんので、目標を設定することによりまして運営をより円滑に、また、目標を設定することによりまして努力ということが発生しますので、そういったことで設定しております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 全然これ、目標を立てても意味のない目標ですね、正直言ってね。自己満足というか、マスターベーションというか、本当に申しわけないけれども、

ただ自分で満足しているだけの話ですよ。例えば、目標を立てて、この目標でいけば、例えば村の業務委託料はゼロになりますよ。これは村に世話にならなくても、自立してやりますよという目標であれば、これは目標としてもいいけれども、実際、今言ったように、ただ、目標立てないと頑張れないからということでやっている。

ところが、実際にそれやっっているながら、平成28年度の6月には前年度比1,589人減っちゃったんですよ。6,400人の目標に対して1,589人も減っちゃった。8月には1,793人も入館者数が減っちゃったんですよ。どうしてこれだけ減るんですかね。私も下郷の人に聞いたら、みんなもう入っていますよ、減っていませんよとみんな言っていますよ。だから、これはやっぱり経営の問題じゃないんですか。

だから、赤字を出すような会社に指定管理することもおかしいし、いつまでもね。これが、例えば入館者がどんどん増えてくれば、もう指定管理料どんどん減らして、村のいわゆる委託料を出さなくても、入館料だけで賄えるんですよ、泉崎だとか東村みたくね、おおむね。かなり減っていますから。いつまでもそんなことやっているから、村が公務員みたいな気持ちで、減ったって何だって、全部村が補填してくれるんだという考えだから、ある意味でやっぱり官僚的な考えになっているんじゃないですか。

そして、今言ったように、やっぱり同じ人がね、一部だけで利用するんじゃなくて、2,900人みんなが利用できるようなものならばいいけれども、それをきちんと行政評価できるように、そういったカード制とかなんかにして、実態を把握すべきだと私は言っておきます。

それともう一つは、飲食、物販売り上げ及び仕入れね、これもみんな村のいわゆる収入支出の委託料にはね返ってくるんですよ。そうすると、仕入れたものというものも、やっぱりある意味で村の公金じゃないんですか、そうですね。残ったものについては、どのような形で村で把握しているんですか。仕入れたのと、廃棄したのか、残ってどうしたのか、分配したのかわからないですけども、これどういうふうに把握していますか、仕入れた品物は。仕入れた品物の数とか仕入れ物とか、全部そういうの把握しているんですか、飲食については。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

残ったものとか、詳細については把握しておりません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） でしょうね。しょうがないですよ、昨日今日なったんだからね。だから、やっぱりこういう機会に、そういう村の公金で品物を仕入れて、全体として委託料を払っているんですから、例えば何を幾つ仕入れて、それで売り上げ券が幾らあって、その中で物を幾つ使って、残ったものはどのような形で処分しましたと、こうしたという、それはやっぱり村で把握すべきじゃないですか、当然。それも私はここで指摘をしておきたいと思います。みんな民間は必死なんですから、そういったものについて本当に厳しく見えていますよ。行政がやっているからこういうふうになっ

やっているんですね。

もう一つ、来年、あと1年ですか、指定管理、1年ちょっとでまた切りかわるんですけども、赤字会社に対して指定管理できるというふうになっていきますか、それとも赤字会社には指定管理できないとなっているんじゃないですか、私は思うんですが、それいかがでしょうか。募集要項の中に赤字会社には委託できませんよとなっていると思うんですが、確認です。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ちょっと今把握しておりませんので、お時間いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時36分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時36分）

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

今、確認いたしました。募集要項において、資格の審査に赤字であること等で資格の欠格ということには該当しておりませんので……（不規則発言あり）いいとは書いておりませんが、そういった資格に欠格する事項にはないということでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私はですね、これ、総務省だったっけ、担当は。その指定管理についての指針あるんですが、その指針の中には明確に入っているんじゃないですか。委託するときに、赤字会社にはだめですよということは、たしか入っていたと思います。総務省の指針、確認してください。

とにかく、この5,600万円の金は、村民のやっぱりそういった、いわゆる汗と涙の結晶、働いた結晶の税金なんですから、その税金を1円でも10円でも、やはり村民に責任を持って使うぐらいの気持ちを持っていただかないと、人の金だという感覚ではいけないと思う。

そういうことも含めて、担当課長は今一生懸命努力してやっていたらわかるのわかりますから、そういう透明性、本当にブラックボックスはだめだね。やっぱり透明性、情報公開って本当に大事です。ぜひ透明性を持って、そして常にそういう村民に可視化して見えるような、健全で、そしてまたちやぼランドについても、菊地村長がつくった時代と今はもう時代が変わってきて、それなりのやっぱり状況に応じて、常に臨機応変に政策転換、方向転換も含めて、イノベーションを起こしながら、よりお金を、例えば5,000万円の金をより有効に使えるような、そういったほうに転換することも十分検討すべきと私は思います。

それをただ漫然と、ただ湯水のごとく、自分の腹を痛めないできた金だから、ただ

流したいようなことでは、やっぱり税金を払っている我々は、とてもじゃないけれども行政不信に陥ります。私が陥るのだから、一般村民はもっと陥ると思います。けなしの2万円、3万円の金を払っているお母さんの態度を見ると、行動を見ると、涙が出ますよ。そのぐらいにやっぱり十分にやっていただきたいと思います。

以上、そういったことで、もうこれ以上やっても、本当に無駄というか、あれなのでやめますが、ぜひ課長さんには、やっぱり今までのようなことを踏襲するのではなくて、しっかりと村民が納得できる、そしてまた議会も納得できるような方向性を持っていていただくということをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。（不規則発言あり）

それについては、さっき言ったのは、会計室長と、それから企画財政課と、それで法律に照らし合わせて、今、ここですぐというのは時間的にまだ無理だから、きちんと精査をして出してくださいということを私言ったんですよね。別に明日なら明日でもできると思うし、13日の最終日でもいいから、きちんと法律的根拠を目指して、会計室も出納の関係で、そういう賠償金の事務処理でいいのかどうかも含めて根拠を示してくれということです。そういうことで、よろしくをお願いします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第9、4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

◇ 4 番 鈴木勝久君

1. 次年度予算編成について

○ 4 番（鈴木勝久君） 4 番鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今、地方公共団体の借金が債券地方債残高 1 9 9 . 8 兆円、地方交付税特別会計が 3 3 . 1 兆円、このように地方財政、国の借金 1 , 0 4 1 兆円、日本は今、大変厳しい状態で、我が西郷も前年度からしますと 4 . 3 % の減と、大変厳しい状態でございます。それを踏まえまして、私の質問に入らせていただきます。

次年度予算編成についてでございます。

まずは、村民の声ということで、介護保険制度、介護保険料が、その人の話によりますと、「私は若いときから健康に注意し、病気にならないように一生懸命努力している。それで、こういう制度というか、保険を一切使わないで頑張っておる。ただただ払っているだけで、今 7 0 歳を過ぎて、これをどうももう、年金暮らしたと介護保険料、高齢者年金を支払って、もうこれでは食べていけない」、そう訴えておりました。

この介護保険料を安くできないのか、また、私のように健康に留意して、病気にならないように、介護保険を一切使わない人間に対して、還付金みたいな形で減免措置というか、そういう安く、何年も使っていない人にそういう制度をつくれなのかという質問がございました。これについてお答えいただけますか。

○ 議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○ 健康推進課長（長谷川洋之君） 4 番鈴木勝久議員の一般質問にお答えをいたします。

質問の要旨、次年度予算編成についての 1 点目、住民の声のア、介護保険制度についてということでございます。

介護保険料につきましては、ご存じのとおり、3 年ごとに見直しが行われておりまして、3 年ごとの期別で保険料が設定をされておるところでございます。

現在は、平成 1 2 年度に介護保険制度が発足して以来、第 6 期、平成 2 7 年から平成 2 9 年を迎えております。現在の保険料は、月額 5 , 7 0 0 円、年額にして 6 万 8 , 4 0 0 円であります。さらに、この 6 万 8 , 4 0 0 円は、所得に応じて、今ほど申し上げました基準額に 0 . 5 を掛けた第 1 段階から 1 . 9 0 を掛けます第 1 0 段階までに分けて設定をしているところでございます。

現在の介護保険料の全国の平均は 5 , 5 1 4 円、福島県の平均が 5 , 5 9 2 円となっております。村の保険料は、県内 5 9 市町村のうち、高いほうから数えると 2 3 番目となっております。ただ、前回第 5 期の金額から今回の第 6 期の金額にいけます伸び率ですけれども、こちらは 3 . 7 % と、県内では一番低くなっているという状況でございます。

介護保険料は、6 5 歳以上の人口、それから介護認定者の出現率やサービス費に係る費用を算定して、3 年間で必要な介護サービスの費用総額の見込みを出して、そこから計算をします。

今回、5,700円と出しましたが、3年間で約35億9,000万円かかるものということで計算をしております。そのうち公費ですね、国・県・村で半分を計算いたしまして、そのほか残りの半分を第1号被保険者、65歳以上の方ですけれども、それから40歳から65歳未満の第2号被保険者で計算をさせていただきます。そのうち、今ほど月額5,700円と申しましたのは、65歳以上の方が負担する分の月額でございます。こちらパーセンテージが決まっております。

先ほど公費と申しました50%ですけれども、こちらは国が25%、県が12.5%、村が12.5%で50%でございます。残りの50%のうち、第2号被保険者（40歳から65歳未満）の方が28%でございます。残り22%につきまして、算定をして月額を出すということになっております。

今回、第6期の計算、先ほど3年間で約35億9,000万円かかるだろうということで見込んで、このうち22%となりますと約7億9,000万円ほどとなります。その7億9,000万円、収納率等を考慮しまして、いろいろ調整します。

では、22%とは、金額に直しますと約8億3,000万円ほど必要だということになります。この8億3,000万円必要な分を、第1号被保険者の3年間の総数1万2,139円と出しましたが、こちら的人数で割りますと、年額が6万8,347円ですから、約6万8,400円と出まして、それをさらに月に直しますと、12で割りますので、今回の5,700円というような算出をいたしたところでございます。

この5,700円と算出した分につきましては、介護保険運営協議会のほうに諮問をいたしまして、答申をいただいて、それから議会の皆様方から議決をいただいて、決定させていただいております。

いずれにいたしましても、介護保険料の先ほど議員おっしゃられました料金の増額と申しますか、負担増につきましては、全国の自治体が抱えている課題でございます。介護予防に力を入れて、介護になる方を増やさない努力はもちろんですけれども、国にも——先ほど申し上げました国は25%ですけれども、そちらを何%か上積みする改定を図っていただくなど要望をして、保険者負担がこれ以上増えないようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、元気な人、介護保険を使っていない方に還付する制度とかはないかということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、介護保険料を支払っている方は65歳以上の第1号被保険者ばかりではなく、40歳から65歳未満の第2号被保険者の方も対象となります。負担する側からいえば、第1号被保険者、そして第2号被保険者に公平に還付する必要があるかと思われまます。

介護保険制度は、皆さんで支え合っていただく制度ですので、現在、村独自で第1号被保険者、それから第2号被保険者に還付するということは、想定をしていないところでございます。仮にそういう制度を行うということであれば、全国の第1号被保険者、第2号被保険者の皆様に還付されるということも必要になると思われまます。

これらのことから、村独自の制度としては難しいものと考えておりますので、ご

理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） なかなかこれを一般の村民に対して理解させてもらうのは、大変難しいと思います。皆様がお支払いしているお金だけでは、介護保険が賄っていけない事情がある。国も負担している、県も負担しているということでございます。この辺がわからなくて、一般の方々は自分たちが払っているお金、これが全て介護保険料に回って、その中で10%の方が、制度を利用して施設なり、いろいろお世話になっている。

ですから、その人も勘違いしていたのは、私たちが集めた金、その1%の人が使っている。その人の言葉をかりれば、あの人は何にもしないで、朝から晩までただ寝ているだけだから、あんなっちゃうんでねえのと、そういうのもどこかにあって、私たちは健康のために努力しているんだよ。だからというのがあって、全体にどれだけかかって、国とかほかからの補助をいただいているというのが理解できないと思って、そういう方がいっぱいいらっしゃいました。ですから、その辺をもっとわかりやすく、適応というか、その60万円、前もそうなんですけれども、村民にわかるように、もうちょっと工夫して、その辺のご理解をできるようにしていただきたいと思います。

また、これは新聞の話なんですけれども、介護保険料が毎年毎年負担増になっていると、高所得者頼みも限界に来ているということで、給付の見直しをする余地があるんじゃないかと、ここにも書いてありますけれども、私も介護関係の資料を成果調書などから見ていますと、このサービスが適当であるのかなと思うようなところがあるんです。何かいっぱい、一般の本当に競争社会の中で、一般企業が私企業がやっていたらこれほど取られないのに、この事例でもありますけれども、ベッド1つレンタルにしましても、全国で10倍の格差がある。そういう記事も載っておりました。

ですから、そういう業者の適正価格、本当に適正な価格で運営なさっているか、そういう部分も含めて、これからそちらのほうでも検討していただいて、本当に現場というか、皆様は国民年金、今回、年金制度でまた何か国が難しい状態になって、納めていた時代、10年前、20年、30年前、今の支給されている人ですから、40年前、50年前まではないでしたっけ、そのぐらいの人はまさか、国民年金だけで生活できない、まさかそこから介護保険とか高齢者医療とかを差し引いて生活するとは夢にも思わなかったと思うので、その辺も加味して、少しでも安くできるような、過剰サービスにもならないような、そういう政策をとっていただきたいなと思っております。

次にいきます。

次は、消防費の問題でありますけれども、これは「広域にしごう」という西郷の冊子です、11月号。これを見て言ったお話なんですけれども、消防費というところで、地方広域市町村圏整備組合負担金とあります。ですから、これは常備消防のほうに行っているのかな、どういうところに行っているお金なのかな、極端に2億円も払っている。それで、村にも消防団、各地区にあります。これの整合性、地元の人は一生涯懸

命ボランティアでやっているのに、片方だけ2億円ではちょっとおかしいのかな。この使い道というか、この負担金はどういう意味なんだということでございます。その辺の説明をよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

常備消防費2億円、負担金を払っているわけですが、それは広域市町村圏の消防の人件費、それから物件費、そういったものに対する使い道で、今現在、西郷分署にも常備消防9名ほど常駐しているわけですが、そういったところに使われる予算で、負担金を出しておるものでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 再質問の前に、今、間違っただけで発言しました。「広報にしごう」を「広域にしごう」と言いましたので、そこを訂正お願いいたします。

その人がおっしゃっているのは、広域消防と常備消防、「広域圏の消防があるんだったら、一般の人はそんなに必要じゃないんじゃないか」と言われたんですけども、その辺の整合性というか、その辺はなぜこのぐらいの人数は西郷の団体に置いておいて、広域のやつ、専門的にやっていただける方ですよ。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

常備消防のほう、現在、広域で199名ほどおりまして、消防本部、それから西郷分署、それから東西白河ということで、そういう体制を組んでいるわけですが、消防の場合は、全て本部のほうで統制しておりまして、常駐で常勤ということになります。

それで、消防団がなぜ必要かということ、やはり近くにいる場合は、その方がまず初期消火ということで、すぐに出ていく体制を消防団の方にはお願いしております。

それから、消防団の方、数が今300名を超えているわけですが、大きな災害とか水害とかございますと、どうしても常備消防だけでは、人海戦術が必要になるときもありますので、人数が足りない場合が多々ございます。特に、山火事とか災害とか、そういった場合には配備の消防団、常備消防団だけでは対処できないところもございます。それで、消防団にお願いして、消火活動等に当たってもらうということで、ボランティアの部分もございますが、そういう形で組織しているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それで理解できたかなと思います。

私がこれを取り上げたのは、もう一つ意味がございまして、この広域圏の負担金、し尿処理分担金、ごみ処理とか火葬場の負担金とかありますよね。この負担金は見直しというか、議会のほうでは一切この内容については触れられておりません。ですから、内容がですね、それが適正に当たるのか、それとも毎年見直ししているのか、積

算がどうなんだという部分がですね。全体的な広域になりますと全然わからないところがあります。そういう見直しも含めて、適正な分担金であるかという、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

ごみ関係に関しましては、住民生活課とか、それから保健、水道とかいろいろ業務あるわけですが、消防のことに关しまして分担金の制度を申し上げますと、もちろん人件費とか物件費とかを合わせて、毎年の必要額をそれぞれ各市町村の基準財政額の割合で積算して案分しております。

それで、議員おっしゃられているのは、その金額が適当かということかとは思いますが、それは十分精査した上で、広域市町村圏の中で検討されていることだと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでは理解できません。せめてその中で、こういう資料って必ず出ますよね。幾らかかったとか明細、みんなつくっていて、それをとりあえず提示していただきたいというのがあります。それじゃないと、そこに行ってそういうやつやったという、どうも中でやっているのが何かないというのが意外と多いので、そういう資料はせめて添付していかないと、透明性、これを確保できない。

ですから、これから——それ何で思ったかという、実はこの間、広域のごみの人の説明を受けたんです。それで納得しないようなところもあったんです。このぐらいもらっておくのは当然だみたいな言い方だったんです。それを少なくしようとか、ごみの減産というか、少なくしようとか、そういう努力じゃないですね。集まったやつはこれだけかかるんだから、あんたはこれだよという話ですから、それを何か金を、昔の言い方か何かわからないですけども、予算は使い切っちゃおうという形で、それを減らそうと、そういう努力が全然説明に見えなくて、何かもらっているのは当然という印象が私にはあったものですから、減らす余地はあるのかなと思った次第で、そういう資料の請求を後でお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） この次の休憩時間に入りましたら、ちょっとその辺を確認してみたいと思いますので、お待ちいただければと思います。（不規則発言あり）はい。それでは、後ほどその資料に関しましては提示したいと思いますので、よろしく願います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃ、よろしく願います。

続きまして、ウの保育料無料化でございます。

これの件につきましては、同僚議員が、ありがとうございます。何回も3回も言っている話でございますが、これは一般の切実というか、大変何人も言われていることですけども、少子化と言っておきながらという話なんです。国は、政策的に何も

してくれないじゃないか。2人目の話、3人目の話はしましたけれども、それでは到底という話なんです。1人子どもつくったら、2人目、3人目というのはなかなか難しい。これは、この間テレビを見ていましたら……、それは後にします。

まず、保育料の無料化、これをしていただきたいという切実な思いでございますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 鈴木議員の一般質問にお答えします。

保育料の無料化の件でございますが、現在、西郷村では昨年度、国の「幼児教育の段階的無償化に向けた取組」というものが示され、村は、国の施策の内容をさらに拡大させた形で保育料の軽減を行っているところであります。

年収約360万円未満相当の多子世帯の保育料を軽減し、多子世帯の子どもの人数計算等に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無料としております。また、ひとり親世帯や在宅の障害児等を有する世帯については、第1子を半額、第2子以降を無料ということにしております。

今おただしの件ですが、第1子から全て無料というふうにもしするとしますと、先ほど申し上げた第2子でまだ無料になっていない部分を無料にするのに約1,200万円、そして第1子も全て無料とした場合、さらにそこに7,100万円の財源が必要ということになりますので、そちらのある程度財源の手当てというものができないと難しいのかなというふうなことで今考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 第1子から無料化すると第2子からとって、合計で9,400万円ですか、あ、8,400万円……（不規則発言あり）8,300万円。全て無料にすると、ぜひ捻出してください。と申しますのは、今、千葉県の流山、柏市、あの辺は相当この方向で、キャッチフレーズ、子どもを育てるなら流山とか、柏市は何といったかな、この間1時間ぐらいお話ししたんですけれども、一生懸命なんですよ。エクスプレスが通ったおかげというのものもあるんですけれども。

ここも、村長、今度、一条工務店の何というんですか、そこに住宅用地をつくりましたけれども、子どもがいる世帯が来て、そこに家を建ててもらおうと、相当の相乗効果がありますよね。こういう、例えば1歳児の子どもが来て、そこに20年住んで、西郷にどのぐらいお金が入ってというシミュレーションは、税務課はやっていますか。

ですから、私が言いたいのは、トータルで、そこに入ってきたら、そのために消費もするわけです。税収も上がるわけです。この8,300万円使っても、私は大丈夫のような気がするんです。地方債じゃないですけども、20年償還、30年償還というそれと合わせたような形というか、そういう発想でいけば、八千何百万円かかろうと、そのぐらいのことはどうにでもなるんじゃないか。単年度で考えると難しいかもしれないですよ、いろんなところにかかりますから。それじゃなくても今、税収がちょっと下がっている状態でございますから、大変だというのはわかりますけれども、8,300万円程度だったらどうにでもできるんじゃないんでしょうか、もう一回ご

答弁ください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子育ては本当にやっぱり手を打たなければならないというのは同じです。これ、昨日、おととも申し上げましたが、やっぱり国家の大問題ですから、国の中で本当は今年出るわけだったんですよね。一部出て、そしてこの財源は消費税だったわけですが、なかなかそうはいかない。景気がそもそも連動すれば、今までの私たちの考えというのは1つ定型化していたわけです。要するに、昭和40年代、50年代、60年代、バブル崩壊、あるいはリーマン前までは、それは上り調子で、何とかなるさと、そして多少つまずいたことがあっても、これは景気がよくなってリカバリーできる、少し余計な借金しても大丈夫だろう、こう思ってきたところがあったわけです。

しかし、2009年からでしたっけ、人口減少社会に入って、なおかつ世界の経済と、やっぱり経済は思ったとおりいかない、アベノミクスがどこまで効果を出すのかというふうになりますと、今ややっぱり守りに入ったという感じからしますと、どうやら国家あるいは地方自治体は頑張らないと、多分、今のところは達成できまいというようになってきたわけであります。

いろいろご提言ありました。固定資産税が上がったり、経済はいろいろ動くと思います。その中において、やはり義務的経費比率、あるいは安全なといいますか、安心できる財政運営、そういったコンスタントな持っていく方が西郷村でどうなのかという中において、今の判断をしていきたい。当然、それは私もやるべきだし、早く実現したいというふうに思っているところがございますので、ご提言よくお聞きして、そしてなるべく早く実現できればいいですね。そういう努力をしていきたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質問の途中申しわけございませんが、これより午後3時35分まで休憩いたします。

（午後3時15分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時35分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木勝久君の質問を許します。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番。白河を中心に白河地域定住自立圏の将来像ということで、近隣市町村の人口の推移でございますけれども、白河は平成12年より、6万6,048人から減少傾向にございます。泉崎も平成7年6,924人から減少傾向にございます。中島も平成12年から、矢吹も平成7年から、矢祭、鮫川におきましては昭和55年から人口減少にございます。

これはどういうことかと申しますと、村の体力にも関係してございます。これは、昨日1番議員がおっしゃった臨時財政対策債の発行可能額でございませけれども、西郷は以前私も申しましたように、大変財政的には健全な状態でございます。この資料は、皆様は……後で述べませけれども。

まず、臨財債の発行可能額、福島県市町村全て20%から30%減額しております。唯一、我が西郷村だけが11.5%の増額になっております。これは、西郷がこのように人口が増加しているという条件、また、健全な財政状態であるという裏づけになっておると思っております。

昨日言った1番議員の指摘は、まことにもって正しいことではございますが、ただ、周りというか、国の評価は、西郷は大分いい状態でおるということではございます。それは、なおもかくにも、人口増プラス住民税が何%かプラスになっている、これは現実ではございますので、ぜひこの部分を踏まえまして、人口増を、我が西郷村を継続するためにもです。子どもに対する手当を一生懸命、村として推進していただけたならば、ますます西郷は、立地的にもいい条件ではございますので、将来の展望が図れるのかなと思っております。

再度質問させていただきます。8,300万円、村長出していただいて、西郷の目玉として、将来の子ども、それからこれから10年後、高齢者は第1次ピークに達します。そのとき、先ほど申しました保険料等々が大変かかる状態ではございますので、その対策にも定住を促進するような政策、これを掲げていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 幅広い対応ということで定住自立圏が出ました。おっしゃるとおりです。要するに、共同処理ということで、どう手を組んでいくかということ新たな展開にしよう。これまで何回もあって、医療圏の問題とか取り組みましたですね。そして、さらなるという展開です。

もう一つは、臨財債の発行可能額、これは逆数で、財政力が高いところが増やされると、要するに現ナマじゃなくて、繰り延べになるということで、これは私どもは現ナマがいいというふうに言っているわけでありませ。

その両側でいって、人口が増えたほうがいいという結論に行くためには、子どもの少子化の対応すべきであると、それも保育料を早く軽減というか、8,000万円どうなのかという、再度のお話ではございませ。

全てが多分かわり、やってくるんだろうと。人口が増えるといったことは、やっぱりいろんな条件がありますので、その中においても、子どもに対する扱いが緊急であることは否めないと思っております。やっぱり、どう本当に財源を投入できる環境をつかっていくかというふうになりますので、民税の中にも住民税、あるいは法人住民税、いろいろ組み合わせをしてということになるだろうというふうに思っておりますので、さらに努力をいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 時間がなかったので、次にいかせていただきます。

2番目、二元代表制についてでございます。

これは、私が議会議員になって、疑問に思ったものでございます。議員になるために、議会はどういうものだというところで勉強したときに、この二元代表制という言葉が出てまいりました。このことについて、まずご説明いただきます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

議員当然ご存じのように、二元代表制とは、日本の地方自治において採用されている、首長と議会議員がともに別々の選挙で選ばれる制度のことでございます。趣旨としては、首長と議会が相互に牽制、抑制し均衡を保つことにより、緊張関係を保ち続け、地方公共団体における民主的・能率的な行政を確保し、地方公共団体の健全な発達を保障するための制度であると理解しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） まず、村長には、ここで今やっております予算の編成権でございます。それで、それを執行する権限もでございます。議会はそれを議決する機関でございます。これが車の両輪のようにと、ある程度距離を保ちながらお互いに意識し合い、村民・住民のためにより政策提案、村民の福祉向上のためにお互いに政策を出し合っ、村をよくしていこうと、こういう趣旨でございますが、私が入った当時、どうもその趣旨を逸脱しているようなところがあって、議会がどうも、私たちからすると、村長は議会を意外と軽視しているなというのがございまして、これは私の思いでございます。

3年前になりますけれども、私は2013年9月に発行しました鈴木勝久活動報告書、ここに議会の役割ということでございまして、あのときは大変議会は活動が活発でございました。住民との対話集会を初めとしまして、予算の減額、増額もしましたし、その後、条例、これも4つほど制定しました。ただ、そのとき村長がそれを執行していなかった、これはどういうことかという問題がございました。改めて村長、この3年前を思い出して、議会が条例制定したのにもかかわらず、それを執行していないと、この辺について村長のご答弁をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員提案も、もちろん二元代表制の権利というふうになります。

車の両輪というふうになりますので、それをうまく回して前に進むということでございます。

一番は、やっぱり予算の提案権とか、あるいは執行権というふうになりますと、お互いの知恵を出し合っ、そしていい方向にいくと、いかせるという義務があるわけでありまして。もちろん、そのためには予算の規模、あるいは今までずっと来ました事業の何といたしましたっけ、行政評価とか、そういった前段につながるファクターを全てやっぱり調整して行って、そしていかなる効果と、それから結果に結びつけるのか

ということを比較考慮する必要があるわけでございます。もちろん、これは一人西郷村単独でということのみならず、いろいろあの段階では原子力災害等がありましたので、国・県、その他の団体、いろんなところを比較考慮して、そうなっているというのが結果でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ここに地方議会議員というのがございまして、これは4月から、よい質問力を高めるにはという、一般質問をよりよくするにはという、今、教養講座で議会の議員のあり方等々含めてありますけれども、この中で監査機能と、もう一つは大事なものは政策提案機能、議員も政策を提案しましょう。ただ、チェックばかりで、村長の執行しているあら探しばかりしなくて、政策提案をしたらどうかと、そういう方向で進んでおります。

ですから、私たちも日々勉強して、どういうものが村民にいいか、どういう質問したら執行側が村民のために政策を予算化して、村民のために役立たせていただけるかと思っておりますけれども、基本的な部分は、このいい一般質問をしたとしても、執行者がそれを理解してくれなくて、議会と対立していたのでは、一般質問する気力も、勉強する努力も失われてしまうような気がします。

ですから、今、村長、なぜしないのかというので簡単に答弁されましたけれども、私たちも民意の反映でございます。二元代表制ですから大統領制と同じですから、私たち議会側も村民から委託されて、代弁者としてここに立って、いろいろ村民の声を反映させているわけでございますので、村長側もこれから、次に予算編成について入っていきますけれども、ぜひとも議員の声も聞いて、この議会で決まったことに対しては、村長も一生懸命それを考慮して予算編成、政策に上げていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのようにいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃあ、本題に入ります。

予算編成の作成の意義と目的でございます。これが本題でございます。

以前、私はここに来てもう3回目です、この予算編成についてやる。国の動向を見る、概要を見る、総務省で8月に出される地方交付税の執行、昨日言いましたね、16兆円出る、そういうのを加味しながら、県の動向も見きわめ、監査委員の意見書も参考になさって、議会の要望も聞き入れ、予算化していくのだろうと思っております。

だが、現実はどうですか、村長……。それは後からしますので、まずこの予算編成作成の意義、目的、ア、イ、ウを、事務局ちょっと説明していただけますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

予算編成方針作成の意義、目的についてでございますが、村の財務規則第7条に基

づきまして、毎年11月に企画財政課より各課職員に対して、本村の財政見通し、基本的な考え方、それから翌年度一般会計予算の歳入見込み及びそれに伴う歳出予算規模の目標、予算編成スケジュールを通知しております。

予算編成方針の作成は、市町村の予算編成作業の最初に行う重要な作業ということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、政策の重点事項ということですが、平成29年度当初予算の重点項目につきましては現在作成中ではありますが、第四次総合振興計画に基づき実施する事業、平成27年度に策定された西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた基本目標の達成に向けた事業が重点事項となります。

事業実施に当たっては、各計画との整合性を図り、その年実施が可能な事業に対して優先的に予算配分を行う予定でございます。

続きまして、予算規模でございますが、予算規模につきましてはご承知のとおり、地方税総額では平成19年度の64億円をピークに減少傾向にあり、平成27年度決算では39億円まで減少しております。特に、法人税につきましては、平成19年度決算額34億円をピークに、平成27年度決算で9億円、平成28年度決算では約5億円までの減少が見込まれます。

これらを踏まえまして、平成27年度歳入決算額、平成28年度歳入決算見込額を参考に、除染対策事業を除いた平成29年度当初歳入予算見込みを73億8,500万円に設定し、その額の範囲内で性質別予算科目である義務的経費、投資的経費、その他の経費の各科目ごとに前年度比での目標数値を設定しております。

続きまして、予算要求の基本的ルールでございますが、ルールといたしましては、次の7つを基本的なルールとして掲げております。

1つ目が、西郷村第四次総合振興計画、西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業を優先に予算配分を行うこと。

2番目、それ以外の事業については、性質別歳出科目ごとに削減目標数値を設定し、限られた財源での重点的・効果的な活用に向け、ゼロベースからの事業の必要性、優先度を十分に検証し、事業の廃止・統合について検討する。

3つ目が、地域住民等の声を村の施策に適切に反映させることができるよう、関係団体、県・国等と緊密な連携を図ること。

4つ目、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえた事業構築を図ること。

5つ目が、事業に関する財源として、村債を活用する場合は、後年度の財政負担にも留意すること。

6つ目、当初予算は年度間の見通しに立って編成するものであること。

最後、7番目ですが、これまでに執行した事業の効果をしっかり検証しつつ、新たな復興の枠組みを踏まえた上で、復興再生に向けた取り組みに必要な財源措置について、国・県に対して適宜適切に要請するなど、あらゆる方策を講じて財源を確保しながら、効果的な事業構築を図ること。

以上、7つを予算要求の基本ルールとして掲げておりますので、ご理解賜りますよ

うよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 質問を続けさせていただきます。

そういう目的を持って予算編成に当たられているわけですが、この大切な来年度西郷はどういう方向に向かうか、また、5年後、10年後に西郷をどういう形にしていくか。村長が出している公約、これを重点目標とするのだろうと思っております。

村長が2年前——村長の番ですよ今度——出しております選挙公約、これはあと2年足らずで刑期じゃなくて、何ていうんですか……、失礼しました。任期を迎えるわけですけれども、この公約目標、村長、まだまだ達成されていない部分がございます。

ここにですね、一番これみんなが問題視しているところ、第5番「豊かさを実感できる活力あるむらづくり」と書いております。そこに企業立地、企業促進、企業誘致、これと医学・工学連携による最先端研究所設置の誘致等々がございますが、村長、これを実現するつもりはございますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 予算編成に当たりましては、この公約はまず一番でございます。

1つ申されましたように、企業ですね、働く場所です。それから、2番目は、このつながるものとして、オリンパスさんが具体的になって、形できました。でも、あれで甘んじてはいけないと。もっと高度なものということで、いろいろ今やっているところでございます。

やはり、今後の産業ということで、日本というか、西郷にとっても一番ポイントになるところは、優良企業で倒産しない、そして世界の競争に打ち勝つ、まねされない技術を持っているところといったところにぜひ頑張っていっていただきたい、こう思っているわけです。

そうしますと、そういったものが裾野を形成する、やはり関連会社、子会社、あるいは連携会社、いろいろあります。大企業では、既に西郷にある大企業だって200社近い子会社、関連会社があります。当然海外にもあるわけでありまして。そういったところが、やっぱりパテントを公開しないのか、あるいは密かな新たな開発というプロジェクトをつくって研究所を立ち上げていただいた。いっぱい3・11以降の企業立地補助金において、研究所をつくっていただきました。こういうところが、次に製造として商品化されていくということを期待しております。

これは、やはり一番は、トップの皆様方にお会いしてお願いとかするわけでありまして、では条件整備とかそういったこともあるだろうと。当然、そういった話になってきます。したがって、それをなし得る安定的な西郷村の状況であるのか、議会を含めて。ということが、やはり企業のトップとの関係は一番重要視されます。

毎年正月の松の内、村内の企業を訪問いたします。今年の景気はどうかと、あるいは会社はどのような今後の展開、そして関連会社、あるいは製品としてどういっ

たものが出ているのであろうかということをお聞きして、やっぱり毎日日経新聞を読んでいるような、あるいは会社四季報を読んでいるような、そういうものとどういうふうに連関してくるのかといろいろ考えます。それも今日、商工会のお話し出しましたが、商工会の工業部会とか、そういったものとの連携できないか。企業進出してきますので、村内の企業とこれまであったところとコラボができないかとか、いろんなことをやって商品の交流等を今やっているわけでございます。

そういうことが、やはりこの西郷村のロケーション、新幹線や高速道路とそういったものが整備されている。さらには、豊かな水があるということがあって、やはり企業立地のトップに躍り出てきていたわけであります。

そうしますと、この部分がいかに今後とも展開を続けていくのかと、続けられるのかという環境づくりであります。そういったことを非常に大切にしているという状況でありまして、やはりご努力ということと、それから子ども、孫世代が就労できる、安定した職業につけることといったものが確認あるいは確信というか、各家庭において安心できるのであれば、これは人口増加とか、そういう社会的現象に表に出てくるわけであります。

今般、国勢調査の結果が、それをどこまで反映しているかということを含めましても、やはり人口が増えているといったことは、そういったことを含めたやっぱり居住環境といったものについてはいい評価をいただいているということをおっしゃるところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それで、やるんですか、企業誘致。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これは、どなたがなっても、やはり産業を興す殖産興業、あるいはこれまでの江戸時代の藩においても、学校をつくったり、豊かな人材育成をして、その後に結びつかせるといったことが鷹山とか、いろいろ江戸時代もそういうことはいそしんできた。戦後は、今や1,719の自治体がいわば自治体間の競争であります。いろんところが地元によさといいますか、資産あるいは財産を生かして、そして新たなものに今挑戦しているというふうになりますので、これがいわば家庭経済の一番の源、経済的な安定につなげなければならん、これは必然の命題でありますので、頑張っってやっていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） さっき言ったように、任期が2年でございます。だから、もうやると思いますじゃなくて、具体的にこういうことが今進んでおりますぐらいは聞きたかったなと思います。

じゃ、それに絡んで増収、今下がっております、実際。歳入は下がっております。税金が入ってくる、その増収のために何か、今回予算編成ですね、増収のために何か仕掛けというか、何かやろうという、そういう何か事業というか、政策はございますんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村が頑張れるといったことは、やはり税、あるいは交付金、あるいは補助金、あるいはといったことがあります。一番は、やはり基本的に税がうまくいくことであります。

これまでの問題は、先ほど申しましたように、やっぱり上り坂から下り坂の局面に入ったと、人口も含めて。あるいは世界経済がと。西郷にある経済の枢要なところは、海外依存というか、海外の輸出に関連するところがあります。こういったことが、国際的なリーマンショックとか景気の変動をどう反映していくかということで、まさに連動しているわけです。

それをどのようにしていくかということになりますと、やはり需要額と収入額の差額、地方交付税、昨日から出ております臨財債も含めて。そして、地方の財政を安定的に担保する制度としてできたもの、国家が徴収したものを地方にどのように配分していくかという地方交付税制度の堅持、これが一番で、先週も財務省の主計官とかに会ったときも、やはり今年の地方交付税は、もちろん制度は堅持しますが、さらに、昨日、松田議員からありましたように、国税の一定率を上げてもらいたい、そういったことがなければ、やっぱり交付税特会の赤字を助長するということになりますので、これは国会議員の仕事です、今度は。

そういったことを含めてやっていかないと、村が何か物をつくって売るということは、そもそも地方自治法には書いてありません。やっぱり、それをバックアップする、産業をバックアップするという形でやっていくというふうになっているのでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 国の地方交付金を頼りにしちゃうと何もできなくて、だから、前年度踏襲とか総花式とかね、毎年同じことしかやらない村長だなんて言われちゃうんですよ。

ふるさと納税というのが今、結構話題になっていまして、西郷も600万円ほど入りましたよね。いわき市、この返礼品、11品目から70品目、2億円の基本を目指すと。これも1つの目標だと思うんです。だから、そういうのももうやれば、どうなんですか。

それで、石破さんが言っていたときですね、これ。企業にも拡大するというのが可決されましたね、閣議決定されました。企業、さっき言ったように何百社ってあるんですね、西郷にも。（不規則発言あり）企業はねえの、うそ。じゃ、何ていうんですか、うちらみたいのは企業って言わないんだよね。人を使っている人を企業っていうんですか。まあ、それはいいです。企業に拡大すると言いましたので、そういう部分も利用していただいてですね。

あと、石破さん、文藝春秋の7月号で言っていました。「地方創生の鍵は高齢者の街だ」、わざわざこんな雑誌に載せるんですから、これをやってほしいと言っているんでしょね、元地方創生担当大臣が。

これは、作家の楡周平の「プラチナタウン」についてのお話なんです。倒産した企業が3万平米の敷地をどうしていいかわからない。そこに高齢者の移住をして、CCRC日本版、そんな構想でしゃべっておられます。

ですから、こういうのも利用して、もし検討できるのであれば、先に手を挙げたほうが1兆円獲得、地方創生、村長、1,080億円と申しましたけれども、総額しますと1兆円が5年間出るんですね、あれ。たしか出るんです。調べてみてください。そういうことですから、手を挙げてやったもん勝ち。

村長答弁、昨日から聞いていますと、失敗したらどうするんだという話なんです。これ非常に村長の人柄とか、長としての責任感が十分うかがえることでございますけれども、企業が倒産するとかしないとかというのは、これはわからないと思うんですよは、誰にも。いくら立派な企業だって、老舗が何百年続いていても、倒産するときはあるんです。

ですから、村長が公約と掲げておっしゃいます重点項目、いっぱいありますけれども、これを実現するためにも、税金を確保しなきゃならない。地方交付税を当てにしていたのでは何にもできないですね。さっき言ったように、義務的経費とか経常経費とか、もう完璧に固められている、もう使わなきゃならないというお金は決まっていますから、じゃああととはというと、地方交付税とか地方債とか、そんなのに頼るしかない。

だから、一般の人が考える場合には、私が考える場合には、民間を利用するという話なんです。だから、長の資質というのは3つあるんです。行政マンとして賢いというのと経営的能力がある、あと外交的なセンスがある。ですから、経営的な部分と外交的な部分、村長がお持ちでなかったら他人に、そういうふうに出したスペシャリストに協力してもらって、ぜひとも、この村長が掲げている公約、実現しないと。村長、これを公約にして村民の支持を得たわけでございますから、ぜひともあと2年で実現する道筋をつけていってほしいと思います。

それで、四次提言、四次振興計画というのが今策定されているようでございますけれども、あれも三次振興計画、私もわからない状態で作られたんです。ですから、ああいうのも私たちにも目に見える形で、有識者とか言われる方々と一緒につくるんでしょうけれども、地方版の総合戦略、これをつくったときも、ほとんど国の言いなりというか、国がこうしてほしいという部分でまるっきりつくったように見られるんです、私からすると。

基本的に先駆的なという、新しい何か発想を持ってというのはありますけれども、何か見ているとかわりばえしないというか、国が予想しているとおりのやり方でしか、実際完成するとできていない。ですから、村長になられたんですから、ぜひとも重点項目としてこれの達成を、特に本当に5番の企業立地とか何か、細かく書いてありますから、まずやりますとか検討しますじゃなくて、もう2年前からやっとなきゃならない状態なんです。先行して。その辺をもう一度お聞きして、この……（不規則発言あり）何を言うんだって。

答え聞きたいんです。意気込み、お願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおり、本当に努力をいたします。やはり、相手がいたりということもありますので、なかなか見えにくいと思いますが、しかし、着実に雇用状況は上がってきている。さらに、優良企業も頑張ってきていただいているというふうには思っております。でも、今で満足するわけではありませんので、引き続き努力をいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） あと10年たったら、村長が80歳、平均年齢を迎えると団塊の世代、いっぱいお金がかかるようになります。国は出しません、金ないんですから。ですから、自分たちのは自分たちでという、その逃げだと思うんです。地方一括というのは、自己何とかで、自己何とかという話でしょう。

時間がないので、次にいかせていただきます。

次、ここで大切なのは予算編成、その方向性を示す大事なことでございますが、その支出に関しても大変重要でございます。

先ほど13番議員がやりましたが、あの部分でも非常に経費支出上の遵守義務、私も聞いていて、これにのっとって本当に支出しているのかなって実感しました。

では、経費支出上の遵守義務について、これも説明をまずしていただいて、その後質問させていただきます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

経費支出上の遵守義務についてということでございますが、市町村が経費を支出する上では、その主たる財源が住民が負担する税であることから、常に適正に行わなければならないと考えております。

このことから、市町村の経費支出については、大きく次の5つの遵守義務が課されております。1つは最少の経費最大効果の原則、2つ目が組織運営の合理化、規模の適正化、3つ目が総計予算主義の原則、4つ目、必要かつ最小限度の支出、5つ目が財政の健全性の保持、この5つでございます。

市町村が住民福祉の増進のために活動するに当たり、当然、収入と支出が伴いますが、法的には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされ、地方財政法においても財政の健全な運営を求め、また、予算の編成に当たっては、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」として経費算定の合理性を示し、その予算の執行についても、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とした一般原則をしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それを踏まえて、アの家族旅行村、温泉健康センターの質問をさせていただきます。

先ほど13番議員もおっしゃっていましたが、非常にこの支出に疑義があるところが多々私も見受けられます。まず、旅行村については、100条委員会等々で資料をいただいたり、質疑しましたので、大体わかっておりますが、温泉健康センターにつきましての積算根拠はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ただいまの家族旅行村、温泉健康センターのほうの積算基準について申し上げたいと思います。

指定管理制度によりまして、3年ごとに今現在、指定管理制度を行っている2年度目に当たっております。昨年度から新たな3年間ということで指定しておりますが、指定する際の積算基準といたしましては、まず人件費でございます。人件費につきましても、過去2年間の状況によりまして判断し、人件費を算定しております。

ほかの項目につきましても、営業収益であれば、やはり過去2年間の平均をとる。また、需用費、役務費、委託料などにつきましても、過去2年間の平均をもとに算出しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 温泉健康センターについては、人件費のみで積算しているということではよろしいんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ちょっと私の先ほどの説明が不十分だったと思います。人件費及び収入、経費、全てを含めて指定管理として積算しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 先ほどの答弁を聞いていましたら、震災前、震災後、同じお金がそこに行っているような感じがしますが、見直しというか、それは震災後にされなかったんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

賠償金につきましては、その当時、見直しというか、算定の中には入れることは想定しておりませんでした。

なお、先ほどの指定管理料の算定基準でございますが、運営費につきましては需用費、役務費、委託料、使用料、人件費、雑費に基づきまして、1億5,927万円で算定しております。

なお、収入に関しましては、入館料と売り上げ、あと和室使用料、施設使用料、飲

食・物販、健康増進委託料、雑収入等で7,683万8,000円で計算しております。差し引きこの金額が指定管理料として算定しているところでございます。

なお、先ほど申しましたとおり、賠償金については算定しておりません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これ、まだまだ時間かかりますので、もう一度精査しながら、予算にのっけるんでしょうけれども、ちゃんとした精査で3月の予算説明のときに答弁ができるような、もっと突っ込んでしますので、答弁ができるよう、納得いく答弁ができるように、よろしく願いしておきます。それは3月にまたやりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、イの除染委託契約ですけれども、これは書き方が間違っ、契約ということが前提にありまして、それで除染委託という部分でございます。契約は何か。

これさかのぼりますけれども、これも3年前ですね。どうも西郷側が出している除染でございますが、予定価格と落札価格が非常に近い。落札率が99.5%とか99%がざらにございますけれども、この落札価格がこれほどまでに近寄っているというのは、何か思い当たるところがあるか、その辺をお聞きいたします。

それと、予定価格を西郷村で出しているとき、この予定価格というもののはどのように算出されるのか、それもお聞きいたします。

実例を出しますと、誰が答えるんですか、これは。

時間がないので、1つ、今回、道路除染ありますよね、入札した道路除染、あれの落札価格は幾らでしたか。

時間がないからね。まず、最初のやつ、99.何%というやつでお願いします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野 一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

除染の落札率が非常に高いというふうなことを今言われておりますが、思い当たる節はございません。非常に業者の数も多いですし、どの部分が当たるかはちょっとわかりません。

それから、予定価格の算出でございますけれども、予定価格の算出というのは、積算資料に基づき、私どもも公共事業でございますので、公共事業の除染に限っては、福島県の除染積算基準というのを基本にしながら、土木積算基準、土木の単価表、そして環境省が定めている除染の積算要領、それから参考にしているのは、単価とかそういう積算資料というものがあるんですが、そういったもので実施しております。

それから、そういった公共的な資料がない場合は、見積もりをとって、平均をとりながら積算をしております。その結果、積み上げたものが予定価格となってまいります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これ支出の部分で、私がこのア、イ、ウ、エ、オを出したのは、全て100条委員会にかかった疑義がある案件でございます。それがまた同じような

形で予算に計上される、そういう部分について、本当に村側、執行側は、村長はこの疑義がある部分をちゃんと精査して、見直してつくっていったのか、そういう部分で疑義がございましたので、計上させていただいております。

今、もう時間がなくなってきましたので、大変いつも尻すぼみで終わっちゃいますけれども、私は予算編成するとき、支出を非常に守っていかないと、村民に対する地方分権一括法の中での予算編成でございますから、村民に対して透明性、公平性、こういう経費支出上の遵守事項を守って、適切に予算を立てていただきたいなと思っておりまして、この部分で出させていただいた部分でございます。これ全てにいろいろの意見が、私なりの意見がございますので、その辺も考慮して、予算編成に当たっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後4時32分）